

滝川市地域防災計画新旧対照表

旧	新	備考
<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第5節 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>7 指定公共機関</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道株式会社</p> <p>ア 災害時における鉄道による輸送の確保に関すること。</p> <p>イ 災害時における救援物資の緊急輸送に関すること。</p> <p>(2) <u>郵便事業株式会社滝川支店</u></p> <p>ア 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関すること。</p> <p>イ 郵便、為替貯金及び簡易保険の非常取扱いに関すること。</p> <p>(3) <u>郵便局株式会社滝川郵便局</u></p> <p>郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。</p> <p>(4) 北海道電力ネットワーク株式会社滝川ネットワークセンター</p> <p>(略)</p> <p>(5) 日本通運株式会社滝川支店</p> <p>(略)</p> <p>(6) 日本赤十字社北海道支部滝川市地区</p> <p>(略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第5節 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>7 指定公共機関</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道株式会社</p> <p>ア 災害時における鉄道による輸送の確保に関すること。</p> <p>イ 災害時における救援物資の緊急輸送に関すること。</p> <p>(2) <u>日本郵便株式会社</u></p> <p>ア 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関すること。</p> <p>イ 郵便、為替貯金及び簡易保険の非常取扱いに関すること。</p> <p>ウ 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。</p> <p>(3) 北海道電力ネットワーク株式会社滝川ネットワークセンター</p> <p>(略)</p> <p>(4) 日本通運株式会社滝川支店</p> <p>(略)</p> <p>(5) 日本赤十字社北海道支部滝川市地区</p> <p>(略)</p>	<p>P1-6</p> <p>「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」の規定により吸収合併したため整合を図るため修正</p>
<p>第7節 滝川市の地勢と災害の概要</p> <p>1 滝川市の地勢及び位置</p> <p>本市は北海道のほぼ中央にあつて、東端は東経 142° 05' <u>22</u>"、西端は東経 141° 52' <u>52</u>"、南端は北緯 43° 31' <u>37</u>"、北端は北緯 43° 40' <u>11</u>" に位置しており、空知川と石狩川の合流点で両河川にはさまれた地勢にあり、面積は 115. <u>82</u> 平方キロメートルである。</p> <p>地形的には石狩川と空知川によって発達した沖積平野と河岸段丘及び丘陵地帯から成り立っている。</p> <p>2 気象</p> <p>本市の気候は、夏季に 30 度以上、冬季には氷点下 20 度以下の日が見られるなど、夏季と冬季の温度差が大きい典型的な内陸性の気候を呈している。年間降水量も比較的多く、1,000 mm～1,300 mm内外で雨の多い月は台風の影響を受ける 8 月、9 月ごろである。</p> <p>冬期間の降雪量は、年によっては年間 10m 以上を記録している状況にあり豪雪地帯となっている。年間日照時間は、約 1,400 時間程度で、70% 以上を 4 月から 10 月までの半年間において占め、冬期間の日照時間は少ない。</p> <p>風向きは、地形の関係から南風又は南西の風が多い。季節的には冬期間は北風、夏期間は南風となっており、月平均の風速は 4 月、5 月が最も強く、<u>最近の数値では 2.5 m 前後であり、他の月は 1～2 m 前後である。</u> 4 月、5 月は温帯性低気圧による非常に乾燥した風が南西方面から吹く。</p> <p>湿度は、春の雪解けから初夏にかけて低く冬期間に高い。</p>	<p>第7節 滝川市の地勢と災害の概要</p> <p>1 滝川市の地勢及び位置</p> <p>本市は北海道のほぼ中央にあつて、東端は東経 142° 05' <u>09</u>"、西端は東経 141° 52' <u>40</u>"、南端は北緯 43° 31' <u>57</u>"、北端は北緯 43° 40' <u>22</u>" に位置しており、空知川と石狩川の合流点で両河川にはさまれた地勢にあり、面積は 115. <u>9</u> 平方キロメートルである。</p> <p>地形的には石狩川と空知川によって発達した沖積平野と河岸段丘及び丘陵地帯から成り立っている。</p> <p>2 気象</p> <p>本市の気候は、夏季に 30 度以上、冬季には氷点下 20 度以下の日が見られるなど、夏季と冬季の温度差が大きい典型的な内陸性の気候を呈している。年間降水量も比較的多く、1,000 mm～1,300 mm内外で雨の多い月は台風の影響を受ける 8 月、9 月ごろである。</p> <p>冬期間の降雪量は、年によっては年間 10m 以上を記録している状況にあり豪雪地帯となっている。年間日照時間は、約 1,400 時間程度で、70% 以上を 4 月から 10 月までの半年間において占め、冬期間の日照時間は少ない。</p> <p>風向きは、地形の関係から南風又は南西の風が多い。季節的には冬期間は北風、夏期間は南風となっており、月平均の風速は 4 月、5 月が最も強く、<u>およそ 3 m 前後である。</u> 4 月、5 月は温帯性低気圧による非常に乾燥した風が南西方面から吹く。</p> <p>湿度は、春の雪解けから初夏にかけて低く冬期間に高い。</p>	<p>P1-10</p> <p>令和 4 年度の数値へ修正</p>

<p>第2章 防災組織</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害対策本部</p> <p>(略)</p> <p>7 市長の職務の代理</p> <p>本部の設置をはじめ、災害応急対策等に係る市長の職務に関して、市長に事故あるときは、第1順位副市長、第2順位総務部長、第3順位総務部次長の順にその職務を代理する。</p>	<p>第2章 防災組織</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害対策本部</p> <p>(略)</p> <p>7 市長の職務の代理</p> <p>本部の設置をはじめ、災害応急対策等に係る市長の職務に関して、市長に事故あるときは、第1順位副市長、第2順位総務部長、第3順位防災危機対策課長の順にその職務を代理する。</p>	<p>P2-4 組織体制の変更に伴う修正</p>																																																																																			
<p>第3章 災害情報通信計画</p> <p>(略)</p> <p>第1節 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達計画</p> <p>1 予報（注意報を含む。）、警報、特別警報及び情報等の種類並びに発表基準</p> <p>(1) 注意報発表基準</p> <table border="1" data-bbox="172 630 1335 1764"> <tr> <td>風 雪 (平均風速)</td> <td>10m/s 以上 雪による視程障害を伴う</td> </tr> <tr> <td>強 風 (平均風速)</td> <td>12m/s 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大 雨 ※1</td> <td>1 時間雨量</td> <td>30 mm以上(平坦地以外)</td> </tr> <tr> <td>3 時間雨量</td> <td>50 mm以上(平坦地)</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪 水 (流域雨量指数基準) ※2</td> <td>ア 流域雨量指数基準が熊穴川流域で4以上</td> </tr> <tr> <td>イ 流域雨量指数基準がラウネ川流域で3.2以上</td> </tr> <tr> <td>大 雪</td> <td>12 時間降雪の深さ 30 cm以上</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td>落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>乾 燥</td> <td>最小湿度 30%、実効湿度 60%</td> </tr> <tr> <td>濃 霧</td> <td>視程 200m 以下</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td>最低気温 3℃以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">な だ れ</td> <td>ア 24 時間降雪の深さ 30 cm以上</td> </tr> <tr> <td>イ 積雪の深さ 50 cm以上で、日平均気温 5℃以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低 温</td> <td>5 月～10 月(平均気温) 平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続</td> </tr> <tr> <td>11 月～4 月(最低気温) 平年より 8℃以上低い</td> </tr> <tr> <td>着 雪</td> <td>気温 0℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続</td> </tr> <tr> <td>融 雪 (雨量、融雪量)</td> <td>70 mm以上：24 時間雨量と融雪量 (相当水量) の合計</td> </tr> </table> <p>※1 「大雨」は、水防活動用気象注意報を兼ねる。 ※2 「洪水」は、水防活動用洪水注意報を兼ねる。</p>	風 雪 (平均風速)	10m/s 以上 雪による視程障害を伴う	強 風 (平均風速)	12m/s 以上	大 雨 ※1	1 時間雨量	30 mm以上(平坦地以外)	3 時間雨量	50 mm以上(平坦地)	土壌雨量指数基準	90	洪 水 (流域雨量指数基準) ※2	ア 流域雨量指数基準が熊穴川流域で4以上	イ 流域雨量指数基準がラウネ川流域で3.2以上	大 雪	12 時間降雪の深さ 30 cm以上	雷	落雷等により被害が予想される場合	乾 燥	最小湿度 30%、実効湿度 60%	濃 霧	視程 200m 以下	霜	最低気温 3℃以下	な だ れ	ア 24 時間降雪の深さ 30 cm以上	イ 積雪の深さ 50 cm以上で、日平均気温 5℃以上	低 温	5 月～10 月(平均気温) 平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続	11 月～4 月(最低気温) 平年より 8℃以上低い	着 雪	気温 0℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続	融 雪 (雨量、融雪量)	70 mm以上：24 時間雨量と融雪量 (相当水量) の合計	<p>第3章 災害情報通信計画</p> <p>(略)</p> <p>第1節 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達計画</p> <p>1 予報（注意報を含む。）、警報、特別警報及び情報等の種類並びに発表基準</p> <p>(1) 注意報発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1400 630 2546 1743"> <tr> <td rowspan="2">大 雨※1</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪 水※2</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>ラウネ川流域=3.8 熊穴川流域=4.6</td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]</td> </tr> <tr> <td>強 風</td> <td>平均風速</td> <td>12m/s</td> </tr> <tr> <td>風 雪</td> <td>平均風速</td> <td>10m/s 雪による視程障がいを伴う</td> </tr> <tr> <td>大 雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>12 時間降雪の深さ 30 c m</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="2">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融 雪</td> <td colspan="2">70mm以上：24 時間雨量と融雪量 (相当水量) の合計</td> </tr> <tr> <td>濃 霧</td> <td>視程</td> <td>200m</td> </tr> <tr> <td>乾 燥</td> <td colspan="2">最小湿度 30% 実行湿度 60%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">な だ れ</td> <td colspan="2">①24 時間降雪の深さ 30 c m以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②積雪の深さ 50 c m以上で、日平均気温が 5℃以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低 温</td> <td colspan="2">5 月～10 月：(平均気温) 平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続</td> </tr> <tr> <td colspan="2">11 月～4 月：(最低気温) 平年より 8℃以上低い</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="2">最低気温 3℃以下</td> </tr> <tr> <td>着 雪</td> <td colspan="2">気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続</td> </tr> </table> <p>※1 「大雨」は、水防活動用気象注意報を兼ねる。 ※2 「洪水」は、水防活動用洪水注意報を兼ねる。</p>	大 雨※1	表面雨量指数基準	9	土壌雨量指数基準	90	洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域=3.8 熊穴川流域=4.6	複合基準	二	指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]	強 風	平均風速	12m/s	風 雪	平均風速	10m/s 雪による視程障がいを伴う	大 雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30 c m	雷	落雷等により被害が予想される場合		融 雪	70mm以上：24 時間雨量と融雪量 (相当水量) の合計		濃 霧	視程	200m	乾 燥	最小湿度 30% 実行湿度 60%		な だ れ	①24 時間降雪の深さ 30 c m以上		②積雪の深さ 50 c m以上で、日平均気温が 5℃以上		低 温	5 月～10 月：(平均気温) 平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続		11 月～4 月：(最低気温) 平年より 8℃以上低い		霜	最低気温 3℃以下		着 雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		<p>P3-1 警報・注意報発表基準を気象台が公表する一覧表へ整合を図るための修正</p>
風 雪 (平均風速)	10m/s 以上 雪による視程障害を伴う																																																																																				
強 風 (平均風速)	12m/s 以上																																																																																				
大 雨 ※1	1 時間雨量	30 mm以上(平坦地以外)																																																																																			
	3 時間雨量	50 mm以上(平坦地)																																																																																			
	土壌雨量指数基準	90																																																																																			
洪 水 (流域雨量指数基準) ※2	ア 流域雨量指数基準が熊穴川流域で4以上																																																																																				
	イ 流域雨量指数基準がラウネ川流域で3.2以上																																																																																				
大 雪	12 時間降雪の深さ 30 cm以上																																																																																				
雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																				
乾 燥	最小湿度 30%、実効湿度 60%																																																																																				
濃 霧	視程 200m 以下																																																																																				
霜	最低気温 3℃以下																																																																																				
な だ れ	ア 24 時間降雪の深さ 30 cm以上																																																																																				
	イ 積雪の深さ 50 cm以上で、日平均気温 5℃以上																																																																																				
低 温	5 月～10 月(平均気温) 平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続																																																																																				
	11 月～4 月(最低気温) 平年より 8℃以上低い																																																																																				
着 雪	気温 0℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続																																																																																				
融 雪 (雨量、融雪量)	70 mm以上：24 時間雨量と融雪量 (相当水量) の合計																																																																																				
大 雨※1	表面雨量指数基準	9																																																																																			
	土壌雨量指数基準	90																																																																																			
洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域=3.8 熊穴川流域=4.6																																																																																			
	複合基準	二																																																																																			
	指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]																																																																																			
強 風	平均風速	12m/s																																																																																			
風 雪	平均風速	10m/s 雪による視程障がいを伴う																																																																																			
大 雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30 c m																																																																																			
雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																				
融 雪	70mm以上：24 時間雨量と融雪量 (相当水量) の合計																																																																																				
濃 霧	視程	200m																																																																																			
乾 燥	最小湿度 30% 実行湿度 60%																																																																																				
な だ れ	①24 時間降雪の深さ 30 c m以上																																																																																				
	②積雪の深さ 50 c m以上で、日平均気温が 5℃以上																																																																																				
低 温	5 月～10 月：(平均気温) 平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続																																																																																				
	11 月～4 月：(最低気温) 平年より 8℃以上低い																																																																																				
霜	最低気温 3℃以下																																																																																				
着 雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続																																																																																				

<p>(2) 警報発表基準</p> <table border="1"> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">18m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">16m/s 雪による視程障害を伴う</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">大雨 ※1</td> <td>1時間雨量</td> <td colspan="2">50 mm以上(平坦地以外)</td> </tr> <tr> <td>3時間雨量</td> <td colspan="2">80 mm以上(平坦地)</td> </tr> <tr> <td>(浸水時)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td>洪水 ※2</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">熊穴川流域で5以上 ラウネ川流域で4以上</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間 大雨情報基準 ※3</td> <td>1時間雨量</td> <td colspan="2">100 mm</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td colspan="2">12時間降雪の深さ 50 cm</td> </tr> </table> <p>※1 「大雨」は、水防活動用気象警報を兼ねる。 ※2 「洪水」は、水防活動用洪水警報を兼ねる。 ※3 「記録的短時間大雨情報」とは、<u>大雨・警報が発表されている期間中、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測または解析したときに府県気象情報の一種として発表される情報。</u></p>	暴風	平均風速	18m/s		暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う		大雨 ※1	1時間雨量	50 mm以上(平坦地以外)		3時間雨量	80 mm以上(平坦地)		(浸水時)	表面雨量指数基準	15	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	153	洪水 ※2	流域雨量指数基準	熊穴川流域で5以上 ラウネ川流域で4以上		記録的短時間 大雨情報基準 ※3	1時間雨量	100 mm		大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 50 cm		<p>(2) 警報発表基準</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">大雨※1</td> <td>浸水害</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水※2</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">ラウネ川流域=4.8 熊穴川流域=5.8</td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td colspan="2">二</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報 による基準</td> <td colspan="2">石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">18m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">16m/s 雪による視程障害を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td colspan="2">12時間降雪の深さ 50 cm</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>記録的短時間 大雨情報※3</td> <td>1時間雨量</td> <td>100mm</td> </tr> </table> <p>※1 「大雨」は、水防活動用気象警報を兼ねる。 ※2 「洪水」は、水防活動用洪水警報を兼ねる。 ※3 「記録的短時間大雨情報」とは、<u>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。</u></p>	大雨※1	浸水害	表面雨量指数基準	15	土砂災害	土壌雨量指数基準	153	洪水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域=4.8 熊穴川流域=5.8		複合基準	二		指定河川洪水予報 による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]		暴風	平均風速	18m/s		暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う		大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 50 cm		記録的短時間 大雨情報※3	1時間雨量	100mm	<p>P3-2 気象庁が推奨する記録的短時間大雨情報の標準的な説明文への修正</p>
暴風	平均風速	18m/s																																																																	
暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う																																																																	
大雨 ※1	1時間雨量	50 mm以上(平坦地以外)																																																																	
	3時間雨量	80 mm以上(平坦地)																																																																	
	(浸水時)	表面雨量指数基準	15																																																																
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	153																																																																
洪水 ※2	流域雨量指数基準	熊穴川流域で5以上 ラウネ川流域で4以上																																																																	
記録的短時間 大雨情報基準 ※3	1時間雨量	100 mm																																																																	
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 50 cm																																																																	
大雨※1	浸水害	表面雨量指数基準	15																																																																
	土砂災害	土壌雨量指数基準	153																																																																
洪水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域=4.8 熊穴川流域=5.8																																																																	
	複合基準	二																																																																	
	指定河川洪水予報 による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]																																																																	
暴風	平均風速	18m/s																																																																	
暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う																																																																	
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 50 cm																																																																	
記録的短時間 大雨情報※3	1時間雨量	100mm																																																																	
<p>2 予報(注意報を含む。)、警報、特別警報及び情報等の伝達系統並びに方法 (略)</p> <p>別図の図中</p> <table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東日本 (五反田センタ) ・NTT 西日本 (松山センタ) </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東日本 (五反田センタ) ・NTT 西日本 (松山センタ) 	<p>2 予報(注意報を含む。)、警報、特別警報及び情報等の伝達系統並びに方法 (略)</p> <p>別図の図中</p> <table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東日本 ・NTT 西日本 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東日本 ・NTT 西日本 	<p>P3-4 記載の簡素化 (北海道地域防災計画と記載の整合を図る)</p>																																																															
<ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東日本 (五反田センタ) ・NTT 西日本 (松山センタ) 																																																																			
<ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東日本 ・NTT 西日本 																																																																			
<p>第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画 (略)</p> <p>2 地下街等、要配慮者利用施設への情報伝達</p> <p>(1) 地下街等、要配慮者利用施設</p> <p>「<u>地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)又は主として高齢者・障がい者等の要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの</u>」(以下「地下施設等」という。)とは、別表に定める施設とする。</p> <p>(2) 洪水予報等の伝達方法</p> <p>浸水想定区域の地下施設等に関する「洪水予報等の伝達方法」は、次のとおりとする。</p> <p>ア 伝達情報 国土交通省・北海道からの洪水予報等(注意報、警報)、市からの避難情報及び避難場所</p>	<p>第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画 (略)</p> <p>2 要配慮者利用施設への情報伝達</p> <p>(1) 要配慮者利用施設</p> <p><u>社会福祉施設等その他の主として高齢者・障がい者等の防災上の配慮を要する者が利用する施設(以下「要配慮者利用施設」とする。)</u>は、別表とおりにする。</p> <p>(2) 洪水予報等の伝達方法</p> <p>浸水想定区域の要配慮者利用施設に関する「洪水予報等の伝達方法」は、次のとおりとする。</p> <p>ア 伝達情報 国土交通省・北海道からの洪水予報等(注意報、警報)、市からの避難情報及び避難場所</p> <p>イ 伝達系統(図2のとおり)</p> <p>ウ 伝達方法</p>	<p>P3-7 地下街廃止に伴う修正</p>																																																																	

滝川市地域防災計画新旧対照表

<p>イ 伝達系統（図2のとおり） ウ 伝達方法</p> <p>市長は、<u>地下施設等</u>の利用者に洪水予報等の情報を周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>図2の図中</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> <p>東日本電信電話（株） <u>（五反田センター）</u></p> </div>	<p>市長は、<u>要配慮者利用施設</u>の利用者に洪水予報等の情報を周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>図2の図中</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> <p><u>東日本電信電話（株）</u></p> </div>	<p>P3-8 記載の簡素化 （北海道地域防災計画と記載の整合を図る）</p>																																																																																																																																				
<p>別表</p> <p style="text-align: center;"><u>滝川市地下施設等及び要配慮者利用施設</u></p> <p>(1) <u>地下街等（水防法第15条第1項第4号イに該当するもの）</u></p> <table border="1" data-bbox="151 724 1311 819"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>スマイルビル</u></td> <td><u>滝川市栄町3丁目9番2号</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <u>要配慮者利用施設（水防法第15条第1項第4号ロに該当するもの）</u></p> <table border="1" data-bbox="151 907 1326 1948"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>滝川市子ども発達支援センター</td><td>滝川市栄町1丁目7番14号</td></tr> <tr><td>2</td><td>滝川市子どもセンター（めもる）</td><td>滝川市花月町2丁目5番1号</td></tr> <tr><td>3</td><td>花月保育所</td><td>滝川市花月町2丁目5番1号</td></tr> <tr><td>4</td><td>滝川中央保育所</td><td>滝川市明神町3丁目7番24号</td></tr> <tr><td>5</td><td>滝川幼稚園</td><td>滝川市栄町2丁目7番13号</td></tr> <tr><td>6</td><td>滝川市立病院</td><td>滝川市大町2丁目2番34号</td></tr> <tr><td>7</td><td>滝川脳神経外科病院（保育所 たいようを含む）</td><td>滝川市西町1丁目2番5号</td></tr> <tr><td>8</td><td>滝川市西町デイサービスセンター</td><td>滝川市西町2丁目2番1号</td></tr> <tr><td>9</td><td>滝川市身体障害者福祉センター（地域ふれあいセンター）</td><td>滝川市新町2丁目8番5号</td></tr> <tr><td>10</td><td>介護付有料老人ホームフルールハピネスたきかわ（託児所を含む）</td><td>滝川市栄町1丁目11番30号</td></tr> <tr><td>11</td><td><u>サービス付き高齢者住宅カーサシーザーズ</u></td><td>滝川市本町1丁目5番27号</td></tr> <tr><td>12</td><td>介護付有料老人ホーム あおぞら</td><td>滝川市花月町3丁目6番17号</td></tr> <tr><td>13</td><td><u>グループホームくらす</u></td><td><u>滝川市栄町3丁目6番12号</u></td></tr> <tr><td>14</td><td>グループホームともだちの家</td><td>滝川市西町2丁目3番47号</td></tr> <tr><td>15</td><td>ケアハウスメゾンふるーる</td><td>滝川市東町2丁目1番23号</td></tr> <tr><td>16</td><td><u>介護サービスセンター こうよう</u></td><td>滝川市西町1丁目3番13号</td></tr> <tr><td>17</td><td>小規模多機能型居宅介護 てらす</td><td>滝川市栄町3丁目6番12号</td></tr> <tr><td>18</td><td><u>ニチイケアセンター滝川</u></td><td><u>滝川市大町3丁目1番5号</u></td></tr> <tr><td>19</td><td>ニチイケアセンターせせらぎ公園</td><td>滝川市中島町1丁目16番地2</td></tr> <tr><td>20</td><td>近藤医院</td><td>滝川市本町2丁目3番23号</td></tr> </tbody> </table>	No.	施設名称	所在地	1	<u>スマイルビル</u>	<u>滝川市栄町3丁目9番2号</u>	No.	施設名称	所在地	1	滝川市子ども発達支援センター	滝川市栄町1丁目7番14号	2	滝川市子どもセンター（めもる）	滝川市花月町2丁目5番1号	3	花月保育所	滝川市花月町2丁目5番1号	4	滝川中央保育所	滝川市明神町3丁目7番24号	5	滝川幼稚園	滝川市栄町2丁目7番13号	6	滝川市立病院	滝川市大町2丁目2番34号	7	滝川脳神経外科病院（保育所 たいようを含む）	滝川市西町1丁目2番5号	8	滝川市西町デイサービスセンター	滝川市西町2丁目2番1号	9	滝川市身体障害者福祉センター（地域ふれあいセンター）	滝川市新町2丁目8番5号	10	介護付有料老人ホームフルールハピネスたきかわ（託児所を含む）	滝川市栄町1丁目11番30号	11	<u>サービス付き高齢者住宅カーサシーザーズ</u>	滝川市本町1丁目5番27号	12	介護付有料老人ホーム あおぞら	滝川市花月町3丁目6番17号	13	<u>グループホームくらす</u>	<u>滝川市栄町3丁目6番12号</u>	14	グループホームともだちの家	滝川市西町2丁目3番47号	15	ケアハウスメゾンふるーる	滝川市東町2丁目1番23号	16	<u>介護サービスセンター こうよう</u>	滝川市西町1丁目3番13号	17	小規模多機能型居宅介護 てらす	滝川市栄町3丁目6番12号	18	<u>ニチイケアセンター滝川</u>	<u>滝川市大町3丁目1番5号</u>	19	ニチイケアセンターせせらぎ公園	滝川市中島町1丁目16番地2	20	近藤医院	滝川市本町2丁目3番23号	<p>別表</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;">要配慮者利用施設（水防法第15条第1項第4号ロに該当するもの）</p> <table border="1" data-bbox="1368 907 2528 1948"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>滝川市子ども発達支援センター</td><td>滝川市栄町1丁目7番14号</td></tr> <tr><td>2</td><td>滝川市子どもセンター（めもる）</td><td>滝川市花月町2丁目5番1号</td></tr> <tr><td>3</td><td>花月保育所</td><td>滝川市花月町2丁目5番1号</td></tr> <tr><td>4</td><td>滝川中央保育所</td><td>滝川市明神町3丁目7番24号</td></tr> <tr><td>5</td><td>滝川幼稚園</td><td>滝川市栄町2丁目7番13号</td></tr> <tr><td>6</td><td>滝川市立病院</td><td>滝川市大町2丁目2番34号</td></tr> <tr><td>7</td><td>滝川脳神経外科病院（保育所 たいようを含む）</td><td>滝川市西町1丁目2番5号</td></tr> <tr><td>8</td><td>滝川市西町デイサービスセンター</td><td>滝川市西町2丁目2番1号</td></tr> <tr><td>9</td><td>滝川市身体障害者福祉センター（地域ふれあいセンター）</td><td>滝川市新町2丁目8番5号</td></tr> <tr><td>10</td><td>介護付有料老人ホームフルールハピネスたきかわ（託児所を含む）</td><td>滝川市栄町1丁目11番30号</td></tr> <tr><td>11</td><td><u>カーサシーザーズ</u></td><td>滝川市本町1丁目5番27号</td></tr> <tr><td>12</td><td>介護付有料老人ホーム あおぞら</td><td>滝川市花月町3丁目6番17号</td></tr> <tr><td></td><td><u>(削除)</u></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>グループホームともだちの家</td><td>滝川市西町2丁目3番47号</td></tr> <tr><td>15</td><td>ケアハウスメゾンふるーる</td><td>滝川市東町2丁目1番23号</td></tr> <tr><td>16</td><td><u>介護サービスセンター こうよう（医療法人翔陽会）</u></td><td>滝川市西町1丁目3番13号</td></tr> <tr><td>17</td><td>小規模多機能型居宅介護 てらす</td><td>滝川市栄町3丁目6番12号</td></tr> <tr><td></td><td><u>(削除)</u></td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td>ニチイケアセンターせせらぎ公園</td><td>滝川市中島町1丁目16番地2</td></tr> <tr><td>20</td><td><u>眼科 近藤医院</u></td><td>滝川市本町2丁目3番23号</td></tr> </tbody> </table>	No.	施設名称	所在地	1	滝川市子ども発達支援センター	滝川市栄町1丁目7番14号	2	滝川市子どもセンター（めもる）	滝川市花月町2丁目5番1号	3	花月保育所	滝川市花月町2丁目5番1号	4	滝川中央保育所	滝川市明神町3丁目7番24号	5	滝川幼稚園	滝川市栄町2丁目7番13号	6	滝川市立病院	滝川市大町2丁目2番34号	7	滝川脳神経外科病院（保育所 たいようを含む）	滝川市西町1丁目2番5号	8	滝川市西町デイサービスセンター	滝川市西町2丁目2番1号	9	滝川市身体障害者福祉センター（地域ふれあいセンター）	滝川市新町2丁目8番5号	10	介護付有料老人ホームフルールハピネスたきかわ（託児所を含む）	滝川市栄町1丁目11番30号	11	<u>カーサシーザーズ</u>	滝川市本町1丁目5番27号	12	介護付有料老人ホーム あおぞら	滝川市花月町3丁目6番17号		<u>(削除)</u>		14	グループホームともだちの家	滝川市西町2丁目3番47号	15	ケアハウスメゾンふるーる	滝川市東町2丁目1番23号	16	<u>介護サービスセンター こうよう（医療法人翔陽会）</u>	滝川市西町1丁目3番13号	17	小規模多機能型居宅介護 てらす	滝川市栄町3丁目6番12号		<u>(削除)</u>		19	ニチイケアセンターせせらぎ公園	滝川市中島町1丁目16番地2	20	<u>眼科 近藤医院</u>	滝川市本町2丁目3番23号	<p>P3-9 現状に即した内容へ修正</p> <p>P3-9 要配慮者利用施設の名称変更、廃止等に伴う修正</p>
No.	施設名称	所在地																																																																																																																																				
1	<u>スマイルビル</u>	<u>滝川市栄町3丁目9番2号</u>																																																																																																																																				
No.	施設名称	所在地																																																																																																																																				
1	滝川市子ども発達支援センター	滝川市栄町1丁目7番14号																																																																																																																																				
2	滝川市子どもセンター（めもる）	滝川市花月町2丁目5番1号																																																																																																																																				
3	花月保育所	滝川市花月町2丁目5番1号																																																																																																																																				
4	滝川中央保育所	滝川市明神町3丁目7番24号																																																																																																																																				
5	滝川幼稚園	滝川市栄町2丁目7番13号																																																																																																																																				
6	滝川市立病院	滝川市大町2丁目2番34号																																																																																																																																				
7	滝川脳神経外科病院（保育所 たいようを含む）	滝川市西町1丁目2番5号																																																																																																																																				
8	滝川市西町デイサービスセンター	滝川市西町2丁目2番1号																																																																																																																																				
9	滝川市身体障害者福祉センター（地域ふれあいセンター）	滝川市新町2丁目8番5号																																																																																																																																				
10	介護付有料老人ホームフルールハピネスたきかわ（託児所を含む）	滝川市栄町1丁目11番30号																																																																																																																																				
11	<u>サービス付き高齢者住宅カーサシーザーズ</u>	滝川市本町1丁目5番27号																																																																																																																																				
12	介護付有料老人ホーム あおぞら	滝川市花月町3丁目6番17号																																																																																																																																				
13	<u>グループホームくらす</u>	<u>滝川市栄町3丁目6番12号</u>																																																																																																																																				
14	グループホームともだちの家	滝川市西町2丁目3番47号																																																																																																																																				
15	ケアハウスメゾンふるーる	滝川市東町2丁目1番23号																																																																																																																																				
16	<u>介護サービスセンター こうよう</u>	滝川市西町1丁目3番13号																																																																																																																																				
17	小規模多機能型居宅介護 てらす	滝川市栄町3丁目6番12号																																																																																																																																				
18	<u>ニチイケアセンター滝川</u>	<u>滝川市大町3丁目1番5号</u>																																																																																																																																				
19	ニチイケアセンターせせらぎ公園	滝川市中島町1丁目16番地2																																																																																																																																				
20	近藤医院	滝川市本町2丁目3番23号																																																																																																																																				
No.	施設名称	所在地																																																																																																																																				
1	滝川市子ども発達支援センター	滝川市栄町1丁目7番14号																																																																																																																																				
2	滝川市子どもセンター（めもる）	滝川市花月町2丁目5番1号																																																																																																																																				
3	花月保育所	滝川市花月町2丁目5番1号																																																																																																																																				
4	滝川中央保育所	滝川市明神町3丁目7番24号																																																																																																																																				
5	滝川幼稚園	滝川市栄町2丁目7番13号																																																																																																																																				
6	滝川市立病院	滝川市大町2丁目2番34号																																																																																																																																				
7	滝川脳神経外科病院（保育所 たいようを含む）	滝川市西町1丁目2番5号																																																																																																																																				
8	滝川市西町デイサービスセンター	滝川市西町2丁目2番1号																																																																																																																																				
9	滝川市身体障害者福祉センター（地域ふれあいセンター）	滝川市新町2丁目8番5号																																																																																																																																				
10	介護付有料老人ホームフルールハピネスたきかわ（託児所を含む）	滝川市栄町1丁目11番30号																																																																																																																																				
11	<u>カーサシーザーズ</u>	滝川市本町1丁目5番27号																																																																																																																																				
12	介護付有料老人ホーム あおぞら	滝川市花月町3丁目6番17号																																																																																																																																				
	<u>(削除)</u>																																																																																																																																					
14	グループホームともだちの家	滝川市西町2丁目3番47号																																																																																																																																				
15	ケアハウスメゾンふるーる	滝川市東町2丁目1番23号																																																																																																																																				
16	<u>介護サービスセンター こうよう（医療法人翔陽会）</u>	滝川市西町1丁目3番13号																																																																																																																																				
17	小規模多機能型居宅介護 てらす	滝川市栄町3丁目6番12号																																																																																																																																				
	<u>(削除)</u>																																																																																																																																					
19	ニチイケアセンターせせらぎ公園	滝川市中島町1丁目16番地2																																																																																																																																				
20	<u>眼科 近藤医院</u>	滝川市本町2丁目3番23号																																																																																																																																				

滝川市地域防災計画新旧対照表

21	そらち乳腺・肛門外科クリニック	滝川市明神町4丁目10番8号	21	そらち乳腺・肛門外科クリニック	滝川市明神町4丁目10番8号
22	サービス付き高齢者向け住宅 ゆい	滝川市新町3丁目11番29号	22	サービス付き高齢者向け住宅 ゆい	滝川市新町3丁目11番29号
23	サービス付き高齢者向け住宅 土筆	滝川市東町4丁目117番地10	23	サービス付き高齢者向け住宅 土筆	滝川市東町4丁目117番地10
24	<u>デイサービス 土筆</u>	滝川市東町4丁目117番地24	24	<u>デイサービス 土筆</u> <u>(小規模多機能型居宅介護 土筆を含む)</u>	滝川市東町4丁目117番地24
25	健康スタジオデイサービス スロウ滝川	滝川市本町1丁目1番24号	25	健康スタジオデイサービス スロウ滝川	滝川市本町1丁目1番24号
26	リハビリ特化型デイサービス カラダラボ滝川	滝川市東町2丁目1番12号	26	リハビリ特化型デイサービス カラダラボ滝川	滝川市東町2丁目1番12号
27	<u>小規模多機能型居宅介護 土筆</u>	<u>滝川市東町4丁目117番地24</u>		<u>(削除)</u>	
28	<u>グループホーム カルミア</u>	<u>滝川市東町7丁目219番地6</u>		<u>(削除)</u>	
29	グループホーム 土筆	滝川市東町4丁目117番地24	29	グループホーム 土筆	滝川市東町4丁目117番地24
30	<u>グループホーム 土筆の郷(託児室を含む)</u>	滝川市東町4丁目2番11号	30	<u>グループホーム 土筆の郷</u> <u>(託児室、小規模多機能型居宅介護土筆の郷を含む)</u>	滝川市東町4丁目2番11号
31	エバーサポート 山一	滝川市本町2丁目4番13号	31	エバーサポート 山一	滝川市本町2丁目4番13号
32	<u>サービス付き高齢者向け住宅</u> <u>カーサシーザーズ 2号館</u>	滝川市栄町3丁目6番12号	32	<u>カーサシーザーズ 2号館(グループホームくらす、小規模多機能型居宅介護てらすを含む。)</u>	滝川市栄町3丁目6番12号
33	<u>サービス付き高齢者向け住宅</u> <u>カーサシーザーズ 3-3</u>	滝川市栄町3丁目3番16号	33	<u>シーザーズ(保育所エンゼルプロス、通所リハビリテーションあえる、カーサシーザーズ3-3を含む)</u>	滝川市栄町3丁目3番16号
34	北のユートピア 寿泉	滝川市栄町4丁目6番16号	34	北のユートピア 寿泉	滝川市栄町4丁目6番16号
35	<u>高齢者支援共同住宅 さくら館</u>	滝川市東町1丁目1番22号		<u>(削除)</u>	
36	<u>介護老人保健施設シーザーズ</u> <u>(保育所 エンゼルプロスを含む)</u>	滝川市栄町3丁目3番16号		<u>(削除)</u>	
37	<u>小規模多機能型居宅介護 土筆の郷</u>	<u>滝川市東町4丁目2番11号</u>		<u>(削除)</u>	
38	文屋内科消化器科医院 (そよかぜ)	滝川市空知町2丁目4番10号	38	文屋内科消化器科医院 (そよかぜ)	滝川市空知町2丁目4番10号
39	<u>通所リハビリテーション あえる</u>	<u>滝川市栄町3丁目3番16号</u>		<u>(削除)</u>	
40	なかよしハウス	滝川市西町2丁目2番74号	40	なかよしハウス	滝川市西町2丁目2番74号
41	滝川市立病院 院内保育所 ゆめみな	滝川市大町1丁目1番17号	41	滝川市立病院 院内保育所 ゆめみな	滝川市大町1丁目1番17号
42	リハ ヒーリング・ハーブ	滝川市大町1丁目1番23号	42	リハ ヒーリング・ハーブ	滝川市大町1丁目1番23号
43	デイサービス なお	滝川市栄町2丁目6番20号	43	デイサービス なお	滝川市栄町2丁目6番20号
44	共同生活援助 ほのぼのハウス	滝川市東町8丁目280番3号	44	共同生活援助 ほのぼのハウス	滝川市東町8丁目280番3号
45	同生活援助 緑町はうす	滝川市緑町3丁目7番19号	45	同生活援助 緑町はうす	滝川市緑町3丁目7番19号
46	若草友の会共同作業所	滝川市大町1丁目7番21号	46	若草友の会共同作業所	滝川市大町1丁目7番21号
47	CONNECT	滝川市栄町2丁目3番4号	47	CONNECT	滝川市栄町2丁目3番4号
48	アドバンス	滝川市大町1丁目4番26号	48	アドバンス	滝川市大町1丁目4番26号
49	雨竜園	滝川市明神町2丁目3番26号	49	雨竜園	滝川市明神町2丁目3番26号
50	桔梗	滝川市有明町5丁目1番85号	50	桔梗	滝川市有明町5丁目1番85号
51	ひなた	滝川市空知町2丁目5番21号	51	ひなた	滝川市空知町2丁目5番21号
52	トータルサポート riaru〜リアル〜	滝川市本町2丁目5番22号	52	トータルサポート riaru〜リアル〜	滝川市本町2丁目5番22号
53	こども通所支援センター かがやき	滝川市大町4丁目5番19号	53	こども通所支援センター かがやき	滝川市大町4丁目5番19号
54	こども通所支援センター かがやき東町	滝川市東町1丁目8番32号	54	<u>放課後等デイサービス きっずていく たきかわ</u>	<u>滝川市東町1丁目8番32号</u>

滝川市地域防災計画新旧対照表

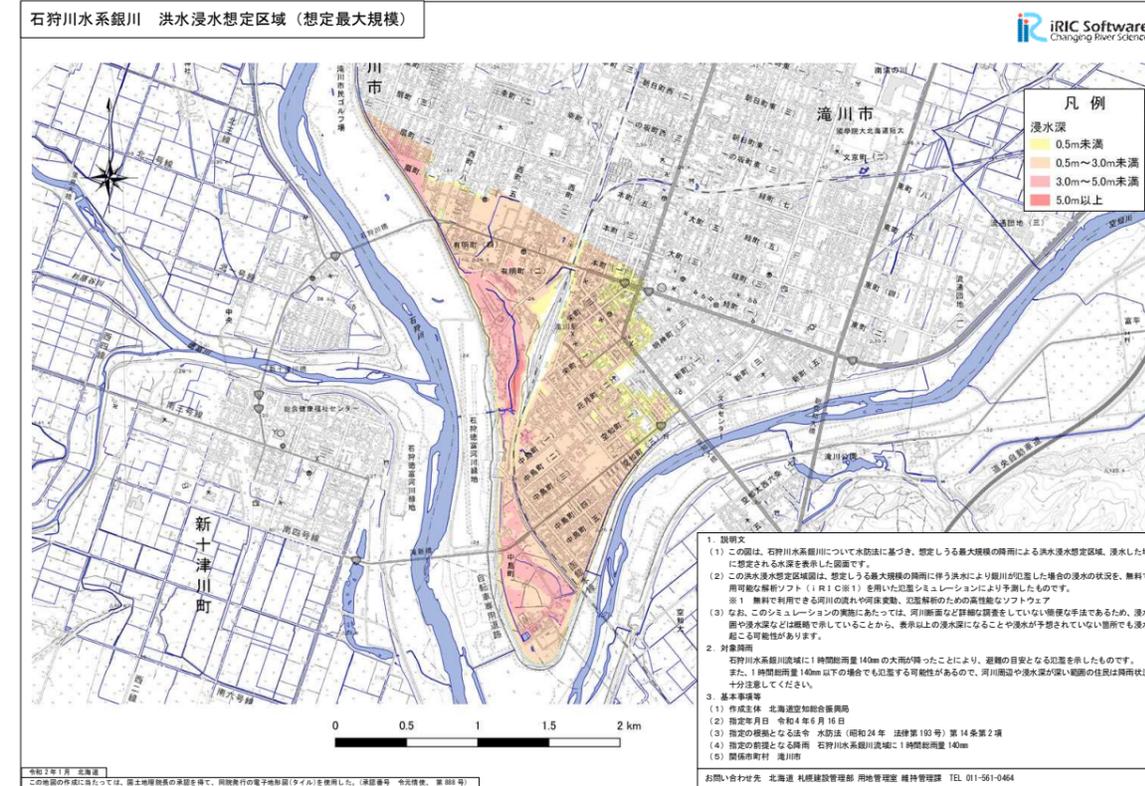
	55	暑寒の里いろどり	滝川市本町2丁目5番18号
	56	放課後等デイサービス こころる	滝川市明神町3丁目1番20号
	57	滝川更生園 (滝川新生園を含む)	滝川市江部乙町 725 番地 1

旧	新	備 考																																			
<p>第4章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第2節 災害危険区域及び整備計画</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>洪水浸水想定区域図（参考）</p> <p>水防法第14条の規定に基づき、<u>石狩川及び空知川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域が、北海道開発局札幌開発建設部より公表されている（別図1）。また、熊穴川が氾濫した場合の浸水想定区域が、北海道札幌建設管理部より公表されている（別図2）。</u></p> <p>なお、<u>上記洪水浸水想定区域図の最大想定規模及び計画規模の確率年、雨量については次のとおり。</u></p> <p style="text-align: center;">洪水浸水想定区域図の想定最大規模と計画規模</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">河川名</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">想定最大規模（※1）</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">計画規模（※2）</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">年超過確率</th> <th style="text-align: center;">雨量</th> <th style="text-align: center;">年超過確率</th> <th style="text-align: center;">雨量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>石狩川・空知川</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1/1,000</u></td> <td style="text-align: center;"><u>358 mm（72時間）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1/150</u></td> <td style="text-align: center;"><u>260 mm（72時間）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>石狩川水系熊穴川</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1/7,000,000</u></td> <td style="text-align: center;"><u>202 mm（2.8時間）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1/150</u></td> <td style="text-align: center;"><u>75 mm（2.8時間）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 <u>想定しうる最大規模の降雨のこと。</u></p> <p>※2 <u>治水計画を策定するうえで、将来的に被害が発生しないように整備するための目標とすべき安全度のこと。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 地すべり、がけ崩れ等予想区域</p> <p>北海道による調査結果を踏まえ、令和2年（2020年）12月11日付けで、市内7カ所の「土砂災害警戒区域等」が次のとおり指定された。<u>（別図3）</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 災害危険区域位置図</p> <p>上記2及び3の区域の位置は<u>別図4</u>のとおりである。</p> <p>（水防区域の別表第1 番号3については、別図2のとおり。）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>別図3</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>別図4</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	河川名	想定最大規模（※1）		計画規模（※2）		年超過確率	雨量	年超過確率	雨量	<u>石狩川・空知川</u>	<u>1/1,000</u>	<u>358 mm（72時間）</u>	<u>1/150</u>	<u>260 mm（72時間）</u>	<u>石狩川水系熊穴川</u>	<u>1/7,000,000</u>	<u>202 mm（2.8時間）</u>	<u>1/150</u>	<u>75 mm（2.8時間）</u>	<p>第4章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第2節 災害危険区域及び整備計画</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>洪水浸水想定区域図（参考）</p> <p>水防法第14条の規定に基づき、<u>国は石狩川及び空知川、北海道は熊穴川及び銀川、ラウネ川、須麻馬内川、江部乙川の市内を流れる各河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し（別図1～7）、当該洪水浸水に係る水深や継続時間等について公表しているところである。</u></p> <p>なお、<u>各河川に係る想定最大規模降雨量は次のとおりである。</u></p> <p style="text-align: center;">各河川に係る想定最大規模降雨量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">河川名</th> <th style="text-align: center;">総雨量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>石狩川</u></td> <td style="text-align: center;"><u>358 mm（72時間）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>空知川</u></td> <td style="text-align: center;"><u>404 mm（72時間）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>熊穴川</u></td> <td style="text-align: center;"><u>202 mm（2.8時間）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>銀川</u></td> <td style="text-align: center;"><u>140mm（1時間）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>ラウネ川</u></td> <td style="text-align: center;"><u>136mm（1時間）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>須麻馬内川</u></td> <td style="text-align: center;"><u>136mm（1時間）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>江部乙川</u></td> <td style="text-align: center;"><u>130mm（1時間）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 地すべり、がけ崩れ等予想区域</p> <p>北海道による調査結果を踏まえ、令和2年（2020年）12月11日付けで、市内7カ所の「土砂災害警戒区域等」が次のとおり指定された。<u>（別図8）</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 災害危険区域位置図</p> <p>上記2及び3の区域の位置は<u>別図9</u>のとおりである。</p> <p>（水防区域の別表第1 番号3については、別図2のとおり。）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>別図8</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>別図9</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	河川名	総雨量	<u>石狩川</u>	<u>358 mm（72時間）</u>	<u>空知川</u>	<u>404 mm（72時間）</u>	<u>熊穴川</u>	<u>202 mm（2.8時間）</u>	<u>銀川</u>	<u>140mm（1時間）</u>	<u>ラウネ川</u>	<u>136mm（1時間）</u>	<u>須麻馬内川</u>	<u>136mm（1時間）</u>	<u>江部乙川</u>	<u>130mm（1時間）</u>	<p>P4-4</p> <p>北海道が管理する河川についての洪水浸水想定区域図公表に伴う追記</p>
河川名		想定最大規模（※1）		計画規模（※2）																																	
	年超過確率	雨量	年超過確率	雨量																																	
<u>石狩川・空知川</u>	<u>1/1,000</u>	<u>358 mm（72時間）</u>	<u>1/150</u>	<u>260 mm（72時間）</u>																																	
<u>石狩川水系熊穴川</u>	<u>1/7,000,000</u>	<u>202 mm（2.8時間）</u>	<u>1/150</u>	<u>75 mm（2.8時間）</u>																																	
河川名	総雨量																																				
<u>石狩川</u>	<u>358 mm（72時間）</u>																																				
<u>空知川</u>	<u>404 mm（72時間）</u>																																				
<u>熊穴川</u>	<u>202 mm（2.8時間）</u>																																				
<u>銀川</u>	<u>140mm（1時間）</u>																																				
<u>ラウネ川</u>	<u>136mm（1時間）</u>																																				
<u>須麻馬内川</u>	<u>136mm（1時間）</u>																																				
<u>江部乙川</u>	<u>130mm（1時間）</u>																																				

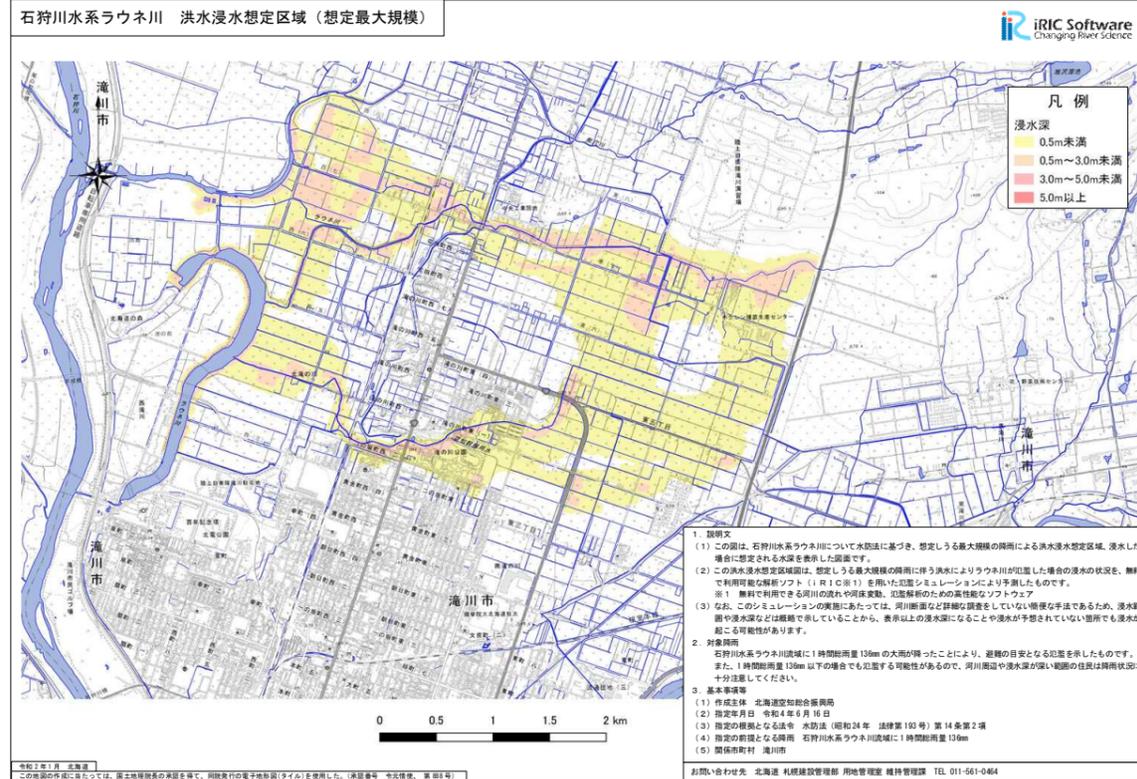
別図3



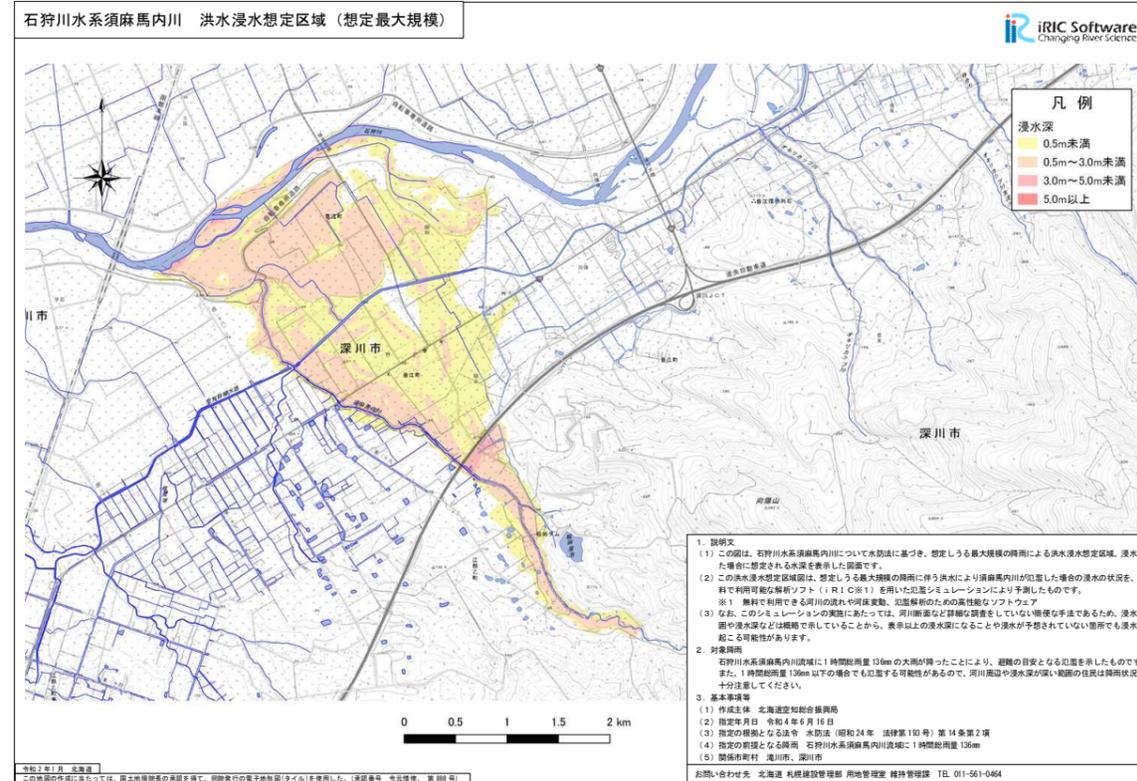
別図4



別図5



別図6



別図7



第3節 水防計画

(略)

6 予報及び警報

(略)

(4) 洪水予報河川における洪水予報

(略)

イ 発表する情報の種類、発表基準

種類	発表基準
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後の氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき

第3節 水防計画

(略)

6 予報及び警報

(略)

(4) 洪水予報河川における洪水予報

(略)

イ 発表する情報の種類、発表基準

種類	発表基準
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は急激な水位上昇により、 <u>りまもなく氾濫危険水位を超えて更に水位の上昇が見込まれるとき</u>
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後の氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき

P4-24

氾濫危険情報の運用
変更に伴う修正

滝川市地域防災計画新旧対照表

<p>(6) 気象情報等の種類 (略)</p> <p>エ 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（机上レーダと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象情報の一種として発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。</p>	<p>(6) 気象情報等の種類 (略)</p> <p>エ 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に気象庁から発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。</p>	<p>P4-25 気象庁が推奨する記録的短時間大雨情報の標準的な説明文へ修正</p>																																																																															
<p>別表第3（4の（4）関係） 民間調達水防資器材 令和4年2月18日現在</p> <table border="1" data-bbox="157 766 1344 1438"> <thead> <tr> <th colspan="3">水防資器材</th> <th>麻袋</th> <th>PP袋</th> <th>縄</th> <th>土砂</th> </tr> <tr> <th>調達先</th> <th>所在</th> <th>電話番号</th> <th>袋</th> <th>袋</th> <th>巻</th> <th>m³</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>たきかわ農業協同組合生産資材センター（広域営農センター内）</td> <td>北滝の川1</td> <td>23-1333</td> <td>3,117</td> <td>3,350</td> <td>12 4mm-5 6mm-7</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>橋本伴三商店</td> <td>栄町2丁目6番26号</td> <td>23-3133</td> <td>200</td> <td>4,000</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>3,317</td> <td>7,350</td> <td>12</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="157 1528 1344 1669"> <tr> <td>巴産業(株)</td> <td>明神町4丁目1-17</td> <td>22-1375</td> <td>フレコン用： 100袋</td> </tr> </table>	水防資器材			麻袋	PP袋	縄	土砂	調達先	所在	電話番号	袋	袋	巻	m ³	たきかわ農業協同組合生産資材センター（広域営農センター内）	北滝の川1	23-1333	3,117	3,350	12 4mm-5 6mm-7	0	橋本伴三商店	栄町2丁目6番26号	23-3133	200	4,000	0	0	合計			3,317	7,350	12	0	巴産業(株)	明神町4丁目1-17	22-1375	フレコン用： 100袋	<p>別表第3（4の（4）関係） 民間調達水防資器材 令和5年2月現在</p> <table border="1" data-bbox="1389 766 2576 1396"> <thead> <tr> <th colspan="3">水防資器材</th> <th>麻袋</th> <th>PP袋</th> <th>フレコン</th> <th>縄</th> <th>土砂</th> </tr> <tr> <th>調達先</th> <th>所在</th> <th>電話番号</th> <th>袋</th> <th>袋</th> <th>袋</th> <th>巻</th> <th>m³</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>たきかわ農業協同組合生産資材センター（広域営農センター内）</td> <td>北滝の川1</td> <td>23-1333</td> <td>4,663</td> <td>761</td> <td>0</td> <td>8 4mm-2 6mm-6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>巴産業(株)</td> <td>明神町4丁目1-17</td> <td>22-1375</td> <td>0</td> <td>2,000</td> <td>200</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>4,663</td> <td>2,761</td> <td>200</td> <td>8</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	水防資器材			麻袋	PP袋	フレコン	縄	土砂	調達先	所在	電話番号	袋	袋	袋	巻	m ³	たきかわ農業協同組合生産資材センター（広域営農センター内）	北滝の川1	23-1333	4,663	761	0	8 4mm-2 6mm-6	0	巴産業(株)	明神町4丁目1-17	22-1375	0	2,000	200	0	0	合計			4,663	2,761	200	8	0	<p>P4-38 民間調達水防資器材表の修正</p>
水防資器材			麻袋	PP袋	縄	土砂																																																																											
調達先	所在	電話番号	袋	袋	巻	m ³																																																																											
たきかわ農業協同組合生産資材センター（広域営農センター内）	北滝の川1	23-1333	3,117	3,350	12 4mm-5 6mm-7	0																																																																											
橋本伴三商店	栄町2丁目6番26号	23-3133	200	4,000	0	0																																																																											
合計			3,317	7,350	12	0																																																																											
巴産業(株)	明神町4丁目1-17	22-1375	フレコン用： 100袋																																																																														
水防資器材			麻袋	PP袋	フレコン	縄	土砂																																																																										
調達先	所在	電話番号	袋	袋	袋	巻	m ³																																																																										
たきかわ農業協同組合生産資材センター（広域営農センター内）	北滝の川1	23-1333	4,663	761	0	8 4mm-2 6mm-6	0																																																																										
巴産業(株)	明神町4丁目1-17	22-1375	0	2,000	200	0	0																																																																										
合計			4,663	2,761	200	8	0																																																																										

旧	新	備考																												
<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第5節 避難救出計画</p> <p>(略)</p> <p>1 避難計画</p> <p>(1) 避難実施責任者</p> <p>ア 市長(担当:救護部)</p> <p>災害の危険がある場合に、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、<u>避難指示等を発令する。</u></p> <p>この場合において、本部が設置されているときは、原則として事前に本部員会議の審議を経て行うものとするが、現に危険が切迫し、緊急の事態においては、本部長が指定する班長が避難のため立ち退きを指示することができる。(その旨を速やかに空知総合振興局長に報告する。)</p>	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第5節 避難救出計画</p> <p>(略)</p> <p>1 避難計画</p> <p>(1) 避難実施責任者</p> <p>ア 市長(担当:救護部)</p> <p>災害の危険がある場合に、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、<u>必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切な判断のもと避難指示等を発令する。</u></p> <p>この場合において、本部が設置されているときは、原則として事前に本部員会議の審議を経て行うものとするが、現に危険が切迫し、緊急の事態においては、本部長が指定する班長が避難のため立ち退きを指示することができる。(その旨を速やかに空知総合振興局長に報告する。)</p>	<p>P5-10</p> <p>北海道の防災基本計画(以下、道防災計画とする。)の修正を踏まえた修正</p>																												
<p>(7) 広域避難場所(大火災やそれに準ずる事態が発生した場合等に周辺地区から避難者を収容する場所をいう。)</p> <table border="1" data-bbox="231 852 1308 1094"> <thead> <tr> <th>避難対象地区</th> <th>避難場所名称・面積</th> <th>施設管理責任者</th> <th>連絡電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全地域</td> <td>滝の川公園(運動広場等) 179,600 m²</td> <td>指定管理者</td> <td>23-4617</td> </tr> <tr> <td>滝川ふれ愛の里(広場等) 36,700 m²</td> <td>指定管理者</td> <td>26-2000</td> </tr> <tr> <td>丸加高原健康の郷(広場等) <u>126,000 m²</u></td> <td>産業振興部</td> <td>75-5451</td> </tr> </tbody> </table>	避難対象地区	避難場所名称・面積	施設管理責任者	連絡電話番号	全地域	滝の川公園(運動広場等) 179,600 m ²	指定管理者	23-4617	滝川ふれ愛の里(広場等) 36,700 m ²	指定管理者	26-2000	丸加高原健康の郷(広場等) <u>126,000 m²</u>	産業振興部	75-5451	<p>(7) 広域避難場所(大火災やそれに準ずる事態が発生した場合等に周辺地区から避難者を収容する場所をいう。)</p> <table border="1" data-bbox="1448 852 2525 1094"> <thead> <tr> <th>避難対象地区</th> <th>避難場所名称・面積</th> <th>施設管理責任者</th> <th>連絡電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全地域</td> <td>滝の川公園(運動広場等) 179,600 m²</td> <td>指定管理者</td> <td>23-4617</td> </tr> <tr> <td>滝川ふれ愛の里(広場等) 36,700 m²</td> <td>指定管理者</td> <td>26-2000</td> </tr> <tr> <td>丸加高原健康の郷(広場等) <u>4,200 m²</u></td> <td>産業振興部</td> <td>75-5451</td> </tr> </tbody> </table>	避難対象地区	避難場所名称・面積	施設管理責任者	連絡電話番号	全地域	滝の川公園(運動広場等) 179,600 m ²	指定管理者	23-4617	滝川ふれ愛の里(広場等) 36,700 m ²	指定管理者	26-2000	丸加高原健康の郷(広場等) <u>4,200 m²</u>	産業振興部	75-5451	<p>P5-16</p> <p>現状に即した内容へ修正</p>
避難対象地区	避難場所名称・面積	施設管理責任者	連絡電話番号																											
全地域	滝の川公園(運動広場等) 179,600 m ²	指定管理者	23-4617																											
	滝川ふれ愛の里(広場等) 36,700 m ²	指定管理者	26-2000																											
	丸加高原健康の郷(広場等) <u>126,000 m²</u>	産業振興部	75-5451																											
避難対象地区	避難場所名称・面積	施設管理責任者	連絡電話番号																											
全地域	滝の川公園(運動広場等) 179,600 m ²	指定管理者	23-4617																											
	滝川ふれ愛の里(広場等) 36,700 m ²	指定管理者	26-2000																											
	丸加高原健康の郷(広場等) <u>4,200 m²</u>	産業振興部	75-5451																											
<p>(8) 水害時における避難所開設の考え方</p> <p>ア 自主避難所の開設</p> <p>自主避難とは、災害時に市が発令する「【警戒レベル3】高齢者等避難」、「【警戒レベル4】避難指示」、「【警戒レベル5】緊急安全避難」を待たずに、自主的に避難することであり、自然災害など身の回りに危険を感じ、自主的に避難することを言う。</p> <p>また、停電時の対応は基本的には北海道電力ネットワーク株式会社となりますが、平成30年9月の北海道胆振東部地震のブラックアウトのような大規模停電の場合などは、必要に応じて自主避難所開設の検討を行う。</p> <p>なお、非常用発電機の外部接続が可能な避難所は、滝川市スポーツセンター第1体育館、東滝川地区転作研修センター、農村環境改善センターの3か所となっている。</p>	<p>(8) 水害時における避難所開設の考え方</p> <p>ア 自主避難所の開設</p> <p>自主避難とは、災害時に市が発令する「【警戒レベル3】高齢者等避難」、「【警戒レベル4】避難指示」、「【警戒レベル5】緊急安全<u>確保</u>」を待たずに、自主的に避難することであり、自然災害など身の回りに危険を感じ、自主的に避難することを言う。</p> <p>また、停電時の対応は基本的には北海道電力ネットワーク株式会社となりますが、平成30年9月の北海道胆振東部地震のブラックアウトのような大規模停電の場合などは、必要に応じて自主避難所開設の検討を行う。</p> <p>なお、非常用発電機の外部接続が可能な避難所は、滝川市スポーツセンター第1体育館、東滝川地区転作研修センター、農村環境改善センターの3か所となっている。</p>	<p>P5-16</p> <p>誤字の修正</p>																												
<p>(10) 福祉避難所</p> <p>ア <u>避難所等で避難生活が困難な高齢者、障がい者などの要配慮者を収容するための福祉避難所は必要に応じて指定し開設する。</u></p> <p>なお、開設については防災協定による民間施設(5施設)とし、要介護度や施設管理者と協議うえ開設する。</p>	<p>(10) 福祉避難所</p> <p>ア <u>一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を必要に応じて指定し開設する。</u></p> <p><u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮に努めるものとする。</u></p> <p>なお、開設については防災協定による民間施設(5施設)とし、要介護度や施設管理者と協議うえ開設する。</p>	<p>P5-18</p> <p>道防災計画の修正を踏まえた修正</p>																												

滝川市地域防災計画新旧対照表

<p>(12) 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所（以下「避難所」という。）の運営管理 （略） ウ 避難所の運営については、別に定める避難所運営マニュアルに基づき、町内会、自主防災組織、<u>ボランティア</u>団体等民間団体の協力を得て行うものとする。 （略） ケ 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。</p>	<p>(12) 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所（以下「避難所」という。）の運営管理 （略） ウ 避難所の運営については、別に定める避難所運営マニュアルに基づき、町内会、自主防災組織、<u>NPO、ボランティア</u>団体等民間団体の協力を得て行うものとする。 （略） ケ 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。 <u>コ 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告するよう努めるものとする。</u></p>	<p>P5-20 道防災計画の修正を踏まえた修正</p>																														
<p>第6節 食料供給計画 （略） 2 食料供給の対象者 (1) 避難所に収容された者 (2) <u>住家</u>が被災して、炊事ができない者 (3) 災害応急対策に従事している者 なお、避難行動要支援者（高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦等）に対しては十分配慮することとする。 （略） 5 給与状況の記録 炊き出し等を実施した場合は、次の様式により記録してお<u>な</u>なければならない。</p>	<p>第6節 食料供給計画 （略） 2 食料供給の対象者 (1) 避難所に収容された者 (2) <u>住宅</u>が被災して、炊事ができない者 (3) 災害応急対策に従事している者 なお、避難行動要支援者（高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦等）に対しては十分配慮することとする。 （略） 5 給与状況の記録 炊き出し等を実施した場合は、次の様式により記録してお<u>か</u>なければならない。</p>	<p>P5-24 道防災計画の文言の修正を踏まえた修正 P5-25 誤字の修正</p>																														
<p>第7節 衣料、生活必需品等物資供給計画 （略） 2 実施の方法 (1) 市長が特に必要があると認めるときは、災害の実態に応じて、次により給与又は貸与を行うものとする。 (2) 給与又は貸与の対象者 ア 災害により<u>住家</u>が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者 イ 災害により被服、寝具その他の生活必需物資を喪失し、日常生活を営むことが困難と認められる者</p>	<p>第7節 衣料、生活必需品等物資供給計画 （略） 2 実施の方法 (1) 市長が特に必要があると認めるときは、災害の実態に応じて、次により給与又は貸与を行うものとする。 (2) 給与又は貸与の対象者 ア 災害により<u>住宅</u>が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者 イ 災害により被服、寝具その他の生活必需物資を喪失し、日常生活を営むことが困難と認められる者</p>	<p>P5-26 道防災計画の文言の修正を踏まえた修正</p>																														
<p>第9節 医療救護計画 （略） 参考 医療機関等の状況 救急指定病院</p> <table border="1" data-bbox="154 1575 1282 1919"> <thead> <tr> <th>医療機関名</th> <th>所在地</th> <th>診療科目</th> <th>電話番号</th> <th>病床数(床)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滝川市立病院</td> <td>大町2丁目2番34号</td> <td>内、小、産婦、外、整、泌尿、眼、耳、精神、皮、放、麻、リハ</td> <td>22-4311</td> <td>314</td> </tr> <tr> <td>滝川脳神経外科病院</td> <td>西町1丁目2番5号</td> <td>脳外、リハ</td> <td>22-0250</td> <td>132</td> </tr> </tbody> </table>	医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数(床)	滝川市立病院	大町2丁目2番34号	内、小、産婦、外、整、泌尿、眼、耳、精神、皮、放、麻、リハ	22-4311	314	滝川脳神経外科病院	西町1丁目2番5号	脳外、リハ	22-0250	132	<p>第9節 医療救護計画 （略） 参考 医療機関等の状況 救急指定病院</p> <table border="1" data-bbox="1383 1575 2510 1919"> <thead> <tr> <th>医療機関名</th> <th>所在地</th> <th>診療科目</th> <th>電話番号</th> <th>病床数(床)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滝川市立病院</td> <td>大町2丁目2番34号</td> <td>内、小、産婦、外、整、泌尿、眼、耳、精神、皮、放、麻、リハ</td> <td>22-4311</td> <td>314</td> </tr> <tr> <td>滝川脳神経外科病院</td> <td>西町1丁目2番5号</td> <td>脳外、リハ</td> <td>22-0250</td> <td>132</td> </tr> </tbody> </table>	医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数(床)	滝川市立病院	大町2丁目2番34号	内、小、産婦、外、整、泌尿、眼、耳、精神、皮、放、麻、リハ	22-4311	314	滝川脳神経外科病院	西町1丁目2番5号	脳外、リハ	22-0250	132	<p>P5-34 表の修正</p>
医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数(床)																												
滝川市立病院	大町2丁目2番34号	内、小、産婦、外、整、泌尿、眼、耳、精神、皮、放、麻、リハ	22-4311	314																												
滝川脳神経外科病院	西町1丁目2番5号	脳外、リハ	22-0250	132																												
医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数(床)																												
滝川市立病院	大町2丁目2番34号	内、小、産婦、外、整、泌尿、眼、耳、精神、皮、放、麻、リハ	22-4311	314																												
滝川脳神経外科病院	西町1丁目2番5号	脳外、リハ	22-0250	132																												

滝川市地域防災計画新旧対照表

その他の病院・医院				
医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数(床)
えべおつファミリークリニック	江部乙町東12丁目1番18号	内、小、整、麻	75-5500	-
男澤医院	朝日町西2丁目1番5号	内、小、消	23-3183	-
<u>シーザース・メディ・ケア神部クリニック</u>	栄町3丁目3-16	外、麻、内、泌	22-2021	43
<u>近藤医院</u>	本町2丁目3番23号	眼	23-2848	10
そらち乳腺・肛門外科クリニック	明神町4丁目10番8号	乳腺、肛、整、外麻	22-4568	<u>15</u>
佐藤医院	一の坂町東2丁目1番1号	内、消、精、リハ、心内	23-3255	19
佐藤病院	泉町135番地15	<u>内、消、精、リハ、心内</u>	24-0111	180
しのじま皮ふ科	緑町1丁目7番2号	皮	22-4112	-
たきかわクリニック	栄町2丁目5番13号	<u>内、消、整、外、小、眼、皮</u>	23-1818	-
石田クリニック	有明町2丁目4番45号	透析、循、アレ、腎内	24-2125	-
鈴木内科クリニック	黄金町西3丁目1番30号	内、小、糖尿・代謝	23-2753	7

医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数(床)
武田医院	本町1丁目2番18号	<u>内、小</u>	23-2039	-
<u>柳第四歯科医院</u>	大町2丁目1番2号	歯、矯歯、小歯、口外	22-1751	-
武内歯科医院	大町2丁目1番23号	歯	23-3525	-
滝川歯科医院	明神町1丁目5番35号	<u>歯、矯歯、小歯、口外</u>	23-5888	-
スマイル歯科	本町2丁目4番25号	歯	74-5028	-
あい歯科クリニック	東町3丁目1番29号	歯、口外	22-8500	-

その他の病院・医院				
医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数(床)
えべおつファミリークリニック	江部乙町東12丁目1番18号	内、小、整、麻	75-5500	-
男澤医院	朝日町西2丁目1番5号	内、小、消	23-3183	-
<u>神部クリニック</u>	栄町3丁目3-16	外、麻、内、泌	22-2021	<u>二</u>
<u>眼科近藤医院</u>	本町2丁目3番23号	眼	23-2848	10
そらち乳腺・肛門外科クリニック	明神町4丁目10番8号	乳腺、肛、整、外麻	22-4568	<u>5</u>
佐藤医院	一の坂町東2丁目1番1号	内、消、精、リハ、心内	23-3255	19
佐藤病院	泉町135番地15	<u>内、精、リハ、心内</u>	24-0111	180
しのじま皮ふ科	緑町1丁目7番2号	皮	22-4112	-
たきかわクリニック	栄町2丁目5番13号	<u>内、消、整、外、小、眼、皮、耳</u>	23-1818	-
石田クリニック	有明町2丁目4番45号	透析、循、アレ、腎内	24-2125	-
鈴木内科クリニック	黄金町西3丁目1番30号	内、小、糖尿・代謝	23-2753	7

医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数(床)
武田医院	本町1丁目2番18号	<u>内</u>	23-2039	-
<u>(削除)</u>				-
武内歯科医院	大町2丁目1番23号	歯	23-3525	-
滝川歯科医院	明神町1丁目5番35号	<u>歯、矯歯、小歯、歯外</u>	23-5888	-
スマイル歯科	本町2丁目4番25号	歯	74-5028	-
あい歯科クリニック	東町3丁目1番29号	歯、口外	22-8500	-

滝川市地域防災計画新旧対照表

杉村歯科医院	栄町1丁目7番26号	歯	24-1354	-
アヒコ歯科医院	一の坂町東3丁目3番9号	歯	24-8711	-
<u>西尾歯科医院</u>	<u>栄町2丁目3番4-301号</u>	<u>歯</u>	<u>23-4816</u>	<u>-</u>
橋本歯科医院	西町2丁目3番23号	歯	23-5566	-
滝川市特別養護老人ホーム緑寿園医務室	江部乙町東12丁目13番16号	内	75-2101	-
陸上自衛隊滝川駐屯地医務室	泉町236番地	内、外、歯	22-2141 (内線331)	<u>-</u>
渋谷歯科医院	二の坂町東2丁目1番1号	歯、矯歯	22-1737	-
<u>フジタ歯科医院</u>	<u>朝日町東4丁目1番4号</u>	<u>歯、矯歯</u>	<u>24-8211</u>	<u>-</u>
安岡歯科医院	明神町4丁目2番36号	歯	22-0285	-
みなみ歯科医院	西町5丁目3番38号	歯、矯歯、子歯	24-3734	-
コスモデンタルクリニック	大町3丁目4番16号	歯、小歯、矯歯	23-3630	-

医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数(床)
<u>たきかわ産科婦人科クリニック</u>	<u>本町2丁目5番18号</u>	<u>産婦</u>	<u>23-3039</u>	<u>14</u>
文屋内科消化器科医院	空知町2丁目4番10号	内、消	23-5195	-
滝川栄町眼科	栄町2丁目9番3号	眼	23-8600	-
久保会医院	本町1丁目4番24号	<u>内、消、小、放</u>	22-3363	-
滝川中央病院	朝日町東2丁目1番5号	内、精、神、歯	22-4344	297
若葉台病院	<u>江部乙町東12丁目1452番地1</u>	内、呼、循、歯	75-2266	204
北海道空知総合振興局滝川地域保健室	緑町2丁目3番31号	内科	24-6201	-

杉村歯科医院	栄町1丁目7番26号	歯	24-1354	-
アヒコ歯科医院	一の坂町東3丁目3番9号	歯	24-8711	-
<u>(削除)</u>				
橋本歯科医院	西町2丁目3番23号	歯	23-5566	-
滝川市特別養護老人ホーム緑寿園医務室	江部乙町東12丁目13番16号	内	75-2101	-
陸上自衛隊滝川駐屯地医務室	泉町236番地	内、外、歯	22-2141 (内線331)	<u>5</u>
渋谷歯科医院	二の坂町東2丁目1番1号	歯、矯歯	22-1737	-
<u>(削除)</u>				
安岡歯科医院	明神町4丁目2番36号	歯	22-0285	-
みなみ歯科医院	西町5丁目3番38号	歯、矯歯、子歯	24-3734	-
コスモデンタルクリニック	大町3丁目4番16号	歯、小歯、矯歯	23-3630	-

医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数(床)
<u>(削除)</u>				
文屋内科消化器科医院	空知町2丁目4番10号	内、消	23-5195	-
滝川栄町眼科	栄町2丁目9番3号	眼	23-8600	-
久保会医院	本町1丁目4番24号	<u>内、消、放</u>	22-3363	-
滝川中央病院	朝日町東2丁目1番5号	内、精、神、歯	22-4344	297
若葉台病院	<u>江部乙町1452番地1</u>	内、呼、循、歯	75-2266	204
北海道空知総合振興局滝川地域保健室	緑町2丁目3番31号	内科	24-6201	-

滝川市地域防災計画新旧対照表

滝川市保健センター	明神町1丁目5番32号	内、小、歯	24-5256	-
はらおか歯科医院	花月町1丁目9番10号	歯、小歯、矯歯	22-5678	-
塚本歯科医院	栄町4丁目4番22号	<u>歯、小歯、矯歯、口外</u>	23-2508	-
みやこし <u>歯科医院</u>	江部乙町東12丁目1番4号	歯、小歯、矯歯、口外	75-5330	-
啓南歯科医院	中島町4丁目1番1号	歯	24-1020	-
なかむらファミリー歯科	滝の川町東3丁目1147番地7	<u>歯、矯歯、小歯</u>	26-2282	-
扇町歯科医院	扇町3丁目1番7号	歯	24-3300	-
あさひ歯科クリニック	朝日町西1丁目6番1号	歯、矯歯、小歯	22-0033	-
<u>河村歯科</u>	幸町4丁目5番19号	歯	74-6332	-

医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数(床)
メープル歯科	東町5丁目8番36号	歯	24-5800	-
滝川耳鼻咽喉科	空知町2丁目5番23号	<u>耳</u>	26-1133	-
こしお整形外科クリニック	空知町3丁目7番18号	整、リハ、リウ	26-1154	-
にかいどうメンタルクリニック	栄町2丁目8番8号	精、心内、児精	22-2100	-
おおい内科循環器クリニック	東町3丁目1番2号	内、循、呼	23-8880	-
Eデンタルクリニック	緑町1丁目5番23号	歯科、小歯、口外、矯歯	24-9469	-
<u>とくだ歯科医院</u>	<u>江部乙町西12丁目5番36号</u>	<u>歯科、小歯</u>	<u>75-2056</u>	<u>-</u>
脳神経よしだクリニック	空知町2丁目10番地15号	脳外、リハ	26-2600	-

備考

この表の診療科目の中「内」とは内科を、「外」とは外科を、「整」とは整形外科を、「小」とは小児科を、「産婦」とは産婦人科を、「脳外」とは脳神経外科を、「精」とは精神科を、「神」とは神経科を、「精神」とは精神神経科を、「心内」とは心療内科を、「児精」とは児童精神科を、「消」とは消化器科

滝川市保健センター	明神町1丁目5番32号	内、小、歯	24-5256	-
はらおか歯科医院	花月町1丁目9番10号	歯、小歯、矯歯	22-5678	-
塚本歯科医院	栄町4丁目4番22号	<u>歯</u>	23-2508	-
みやこし <u>歯科診療所</u>	江部乙町東12丁目1番4号	歯、小歯、矯歯、口外	75-5330	-
啓南歯科医院	中島町4丁目1番1号	歯	24-1020	-
なかむらファミリー歯科	滝の川町東3丁目1147番地7	<u>歯、矯歯</u>	26-2282	-
扇町歯科医院	扇町3丁目1番7号	歯	24-3300	-
あさひ歯科クリニック	朝日町西1丁目6番1号	歯、矯歯、小歯	22-0033	-
<u>河村歯科医院</u>	幸町4丁目5番19号	歯	74-6332	-

医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数(床)
メープル歯科	東町5丁目8番36号	歯	24-5800	-
滝川耳鼻咽喉科	空知町2丁目5番23号	<u>耳、アレ</u>	26-1133	-
こしお整形外科クリニック	空知町3丁目7番18号	整、リハ、リウ	26-1154	-
にかいどうメンタルクリニック	栄町2丁目8番8号	精、心内、児精	22-2100	-
おおい内科循環器クリニック	東町3丁目1番2号	内、循、呼	23-8880	-
Eデンタルクリニック	緑町1丁目5番23号	歯科、小歯、口外、矯歯	24-9469	-
<u>(削除)</u>				
脳神経よしだクリニック	空知町2丁目10番地15号	脳外、リハ	26-2600	-
<u>えべおつ歯科</u>	<u>江部乙町西12丁目5番36号</u>	<u>歯、小歯、矯歯</u>	<u>75-5418</u>	<u>-</u>
<u>滝川メンタルクリニック</u>	<u>東町2丁目40番12号</u>	<u>精神、心内</u>	<u>26-5001</u>	<u>-</u>

<p>を、「消内」とは消化器内科を、「透析」とは人工透析内科を、「腎内」とは腎臓内科を、「糖尿・代謝」とは糖尿病・代謝内科を、「循」とは循環器科を、「循内」とは循環器内科を、「肛」とは肛門科を、「麻」とは麻酔科を、「リハ」とはリハビリテーション科を、「リウ」とはリウマチ科を、「呼」とは呼吸器科を、「放」とは放射線科を、「耳」とは耳鼻いんこう科を、「皮」とは皮膚科を、「泌尿」とは泌尿器科を、「眼」とは眼科を、「歯」とは歯科を、「小歯」とは小児歯科を、「公衆」とは公衆衛生を、「アレルギー」とはアレルギー科を、「口外」とは歯科口腔外科を、「矯歯」とは矯正歯科をいう。</p>	<table border="1" data-bbox="1368 142 2496 233"> <tr> <td>そらち腎泌尿器科クリニック</td> <td>朝日町西4丁目1番38号</td> <td>泌</td> <td>23-5050</td> <td>二</td> </tr> </table> <p>備考 この表の診療科目の中「内」とは内科を、「外」とは外科を、「整」とは整形外科を、「小」とは小児科を、「産婦」とは産婦人科を、「脳外」とは脳神経外科を、「精」とは精神科を、「神」とは神経科を、「精神」とは精神神経科を、「心内」とは心療内科を、「児精」とは児童精神科を、「消」とは消化器科を、「消内」とは消化器内科を、「透析」とは人工透析内科を、「腎内」とは腎臓内科を、「糖尿・代謝」とは糖尿病・代謝内科を、「循」とは循環器科を、「循内」とは循環器内科を、「肛」とは肛門科を、「麻」とは麻酔科を、「リハ」とはリハビリテーション科を、「リウ」とはリウマチ科を、「呼」とは呼吸器科を、「放」とは放射線科を、「耳」とは耳鼻いんこう科を、「皮」とは皮膚科を、「泌尿」とは泌尿器科を、「眼」とは眼科を、「歯」とは歯科を、「小歯」とは小児歯科を、「公衆」とは公衆衛生を、「アレ」とはアレルギー科を、「口外」とは歯科口腔外科を、「矯歯」とは矯正歯科をいう。</p>	そらち腎泌尿器科クリニック	朝日町西4丁目1番38号	泌	23-5050	二																
そらち腎泌尿器科クリニック	朝日町西4丁目1番38号	泌	23-5050	二																		
<p>第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 (略)</p> <p>5 氏名等の公表 大規模な災害が発生した場合において、個人情報保護を重視し、「住民基本台帳の閲覧制限」や「家族の同意」などを確認の上、氏名等の公表・非公表を判断することを原則としつつ、行方不明者等については、救出・救助活動の効率化・円滑化を図るため、緊急かつやむを得ない場合には、「家族の同意」を確認せずに公表できるものとする。</p>	<p>第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 (略)</p> <p>5 氏名等の公表 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うとともに、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、北海道が定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について対応するものとする。</p>	<p>P5-43 道防災計画の修正を踏まえ、災害時の氏名等の公表については、北海道の「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従うことを明記</p>																				
<p>第15節 消防防災ヘリコプター活用計画 (略)</p> <p>8 消防防災ヘリコプターの離着陸可能地 本市における消防防災ヘリコプターの離着陸可能地（北海道総務部危機対策課防災航空室で選定した場所）は、次のとおりである。 (略)</p> <table border="1" data-bbox="201 1289 1288 1381"> <tr> <td>3</td> <td>滝川江部乙中学校</td> <td>江部乙町 1118 番地</td> <td>否</td> <td>草地</td> </tr> <tr> <td colspan="5">標点 北緯 4 3 度 3 7 分 1 6 秒 東経 1 4 1 度 5 7 分 0 2 秒</td> </tr> </table>	3	滝川江部乙中学校	江部乙町 1118 番地	否	草地	標点 北緯 4 3 度 3 7 分 1 6 秒 東経 1 4 1 度 5 7 分 0 2 秒					<p>第15節 消防防災ヘリコプター活用計画 (略)</p> <p>8 消防防災ヘリコプターの離着陸可能地 本市における消防防災ヘリコプターの離着陸可能地（北海道総務部危機対策課防災航空室で選定した場所）は、次のとおりである。 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1448 1289 2534 1381"> <tr> <td>3</td> <td>旧滝川江部乙中学校</td> <td>江部乙町 1118 番地</td> <td>否</td> <td>草地</td> </tr> <tr> <td colspan="5">標点 北緯 4 3 度 3 7 分 1 6 秒 東経 1 4 1 度 5 7 分 0 2 秒</td> </tr> </table>	3	旧滝川江部乙中学校	江部乙町 1118 番地	否	草地	標点 北緯 4 3 度 3 7 分 1 6 秒 東経 1 4 1 度 5 7 分 0 2 秒					<p>P5-49 名称の修正</p>
3	滝川江部乙中学校	江部乙町 1118 番地	否	草地																		
標点 北緯 4 3 度 3 7 分 1 6 秒 東経 1 4 1 度 5 7 分 0 2 秒																						
3	旧滝川江部乙中学校	江部乙町 1118 番地	否	草地																		
標点 北緯 4 3 度 3 7 分 1 6 秒 東経 1 4 1 度 5 7 分 0 2 秒																						
<p>第18節 住宅対策計画 (略)</p> <p>2 実施の方法 (1) 避難所の設置 市長は、必要により住家が被害を受け、居住の場所を失った者を収容保護するため、本章第5節の避難救出計画に定めるところにより、避難所を開設するものとする。 (2) 応急仮設住宅 ア 入居対象者 原則として、次のいずれにも該当する者であること。 (ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者 (イ) 居住する住家がない者</p>	<p>第18節 住宅対策計画 (略)</p> <p>2 実施の方法 (1) 避難所の設置 市長は、必要により住宅が被害を受け、居住の場所を失った者を収容保護するため、本章第5節の避難救出計画に定めるところにより、避難所を開設するものとする。 (2) 応急仮設住宅 ア 入居対象者 原則として、次のいずれにも該当する者であること。 (ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者 (イ) 居住する住宅がない者</p>	<p>P5-56 道防災計画の文言の修正を踏まえた修正</p>																				

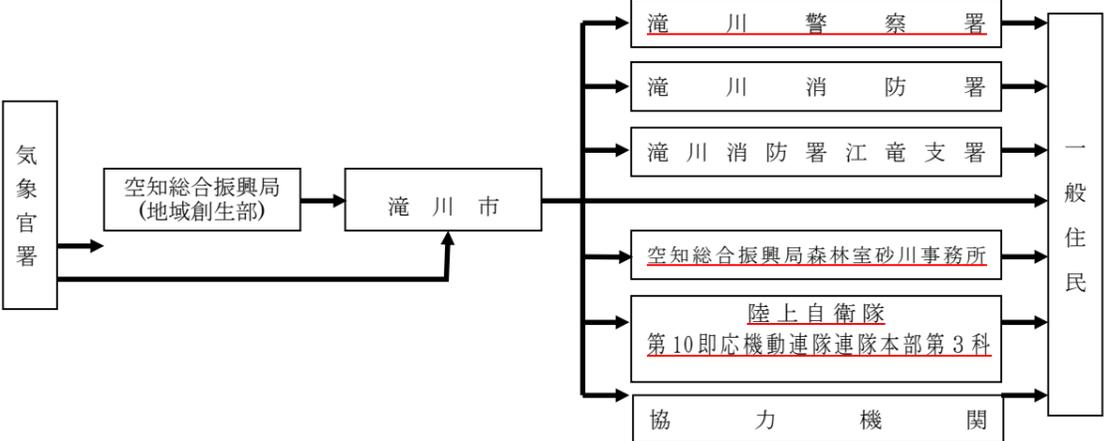
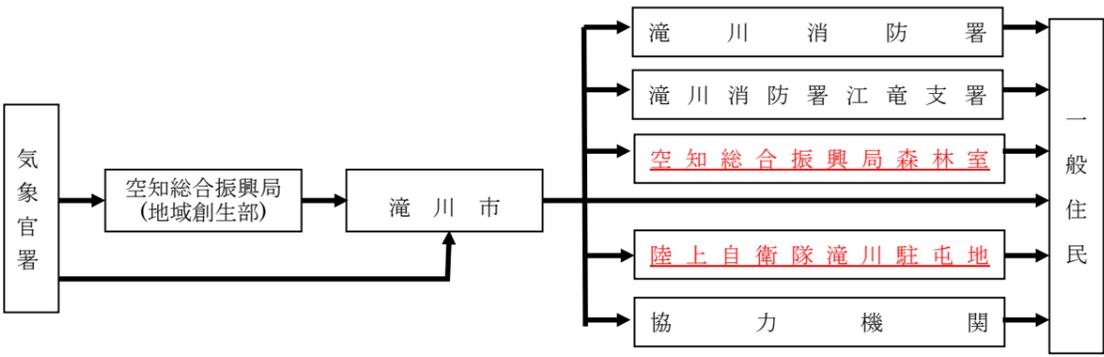
<p>(ウ) 自己の資力では住宅を確保できない経済的弱者で次に該当する者</p> <p>a 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の被保護者及び要保護者</p> <p>b 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等</p> <p>(略)</p> <p>オ 規模及び構造、存続期間</p> <p>(ア) <u>応急仮設住宅の標準規模は、1戸につき 29.7 平方メートルを基準とする。</u></p> <p>(イ) <u>構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による 5 連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認められた場合は、1戸建て又は木造住宅により実施する。</u></p> <p>(ウ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3 箇月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2 年以内とすることができる。</p> <p>ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。</p> <p>(エ) 維持管理 北海道知事が設置した場合、その維持管理は、北海道知事から委任を受けた市長が管理する。</p> <p>(3) 住宅の応急修理</p> <p>ア 応急修理を受ける者 災害により<u>住家</u>が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者で、自らの資力では応急修理ができない者</p>	<p>(ウ) 自己の資力では住宅を確保できない経済的弱者で次に該当する者</p> <p>a 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の被保護者及び要保護者</p> <p>b 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等</p> <p>(略)</p> <p>オ 規模及び構造、存続期間</p> <p>(ア) <u>建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6 戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。</u></p> <p><u>ただし、被害の程度その他必要と認められた場合は、一戸建てにより実施する。</u></p> <p>(イ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3 箇月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2 年以内とすることができる。</p> <p>ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。</p> <p>(ウ) 維持管理 北海道知事が設置した場合、その維持管理は、北海道知事から委任を受けた市長が管理する。</p> <p>(3) 住宅の応急修理</p> <p>ア 応急修理を受ける者 災害により<u>住宅</u>が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者で、自らの資力では応急修理ができない者</p>	<p>P5-57</p> <p>(ア)、(イ)を統合し修正</p> <p>P5-61</p> <p>道防災計画の文言の修正を踏まえた修正</p>
<p>第 19 節 被災宅地安全対策計画</p> <p>(略)</p> <p>なお、住家等の<u>ひが</u>いの程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。</p>	<p>第 19 節 被災宅地安全対策計画</p> <p>(略)</p> <p>なお、住家等の<u>被害</u>の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。</p>	<p>P5-73</p> <p>道防災計画の修正を踏まえた修正</p>
<p>第 23 節 災害ボランティアとの連携計画</p> <p>大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な人員を確保するための社会福祉法人滝川市社会福祉協議会（以下、滝川市社会福祉協議会と言う。）、奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携については、この計画の定めるところによる。</p> <p>1 行政とボランティアの役割 ボランティアの自主性と主体性を尊重しながら、行政とボランティアとの役割分担を明確にし平常時から連携・協力関係の確立に努めるものとする。</p> <p>2 ボランティア団体等の協力 災害時において、市は災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めるときは、「滝川市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」に基づき、滝川市社会福祉協議会と協議のうえ、適切な時期に災害ボランティアセンターを設置し、滝川市社会福祉協議会がその運営に携わるものとする。</p> <p>3 ボランティアの受入</p>	<p>第 23 節 災害ボランティアとの連携計画</p> <p>大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な人員を確保するための社会福祉法人滝川市社会福祉協議会（以下、滝川市社会福祉協議会と言う。）、奉仕団及び <u>NPO、ボランティア</u> 団体等との連携については、この計画の定めるところによる。</p> <p>1 行政と <u>NPO、ボランティア</u> の役割 <u>NPO、ボランティア</u> の自主性と主体性を尊重しながら、行政と <u>NPO、ボランティア</u> との役割分担を明確にし平常時から連携・協力関係の確立に努めるものとする。</p> <p>2 <u>NPO、ボランティア</u> 団体等の協力 災害時において、市は災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めるときは、「滝川市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」に基づき、滝川市社会福祉協議会と協議のうえ、適切な時期に災害ボランティアセンターを設置し、滝川市社会福祉協議会がその運営に携わるものとする。</p> <p>3 <u>NPO、ボランティア</u> の受入</p>	

<p>市及び滝川市社会福祉協議会は、相互に協力し、<u>ボランティア</u>に対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、<u>ボランティア</u>の受入れ、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。</p> <p>また、<u>ボランティア</u>の受入に当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等、<u>ボランティア</u>の技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じて<u>ボランティア</u>の活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとする。</p> <p>なお、<u>ボランティア</u>の受入れ及び連絡調整は、派遣部市民対策班が行うものとし、滝川市災害ボランティアセンターが設置時は、連絡調整員を派遣するものとする。</p> <p>4 <u>ボランティア</u>団体等の活動</p> <p><u>ボランティア</u>団体等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。</p> <p>(1) 災害ボランティアの受け入れ及び活動指示に関すること。</p> <p>(2) その他、災害ボランティア活動を支援するために必要な業務</p>	<p>市及び滝川市社会福祉協議会は、相互に協力し、<u>NPO、ボランティア</u>に対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、<u>NPO、ボランティア</u>の受入れ、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。</p> <p>また、<u>NPO、ボランティア</u>の受入に当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等、<u>NPO、ボランティア</u>の技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じて<u>NPO、ボランティア</u>の活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとする。</p> <p>なお、<u>NPO、ボランティア</u>の受入れ及び連絡調整は、派遣部市民対策班が行うものとし、滝川市災害ボランティアセンターが設置時は、連絡調整員を派遣するものとする。</p> <p>4 <u>NPO、ボランティア</u>団体等の活動</p> <p><u>NPO、ボランティア</u>団体等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。</p> <p>(1) 災害ボランティアの受け入れ及び活動指示に関すること。</p> <p>(2) その他、災害ボランティア活動を支援するために必要な業務</p>	
--	--	--

滝川市地域防災計画新旧対照表

旧								新								備考
第6章 地震災害対策計画 (略)								第6章 地震災害対策計画 (略)								P6-9 統計調査を踏まえた 修正
第3節 滝川市の社会的情勢 (略)								第3節 滝川市の社会的情勢 (略)								
資料								資料								
滝川市の社会的情勢								滝川市の社会的情勢								
年 項目	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年		年 項目	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
人口 (人)	49,591	48,425	46,861	45,798	43,170	41,192		人口 (人)	49,591	48,425	46,861	45,798	43,170	41,192	39,490	
世帯数 (世帯)	17,771	18,483	18,768	21,093	18,947	18,651		世帯数 (世帯)	17,771	18,483	18,768	21,093	18,947	18,651	18,688	
電話設置台数 (台・住宅用)	21,087	23,070	18,584	17,990	13,251	9,640		電話設置台数 (台・住宅用)	21,087	23,070	18,584	17,990	13,251	9,640		
	15,441	17,094	15,004	15,165	11,311	8,400			15,441	17,094	15,004	15,165	11,311	8,400		
総需用電力量 (千kWH)	138,100	168,838	195,028	198,526	204,505	177,359		総需用電力量 (千kWH)	138,100	168,838	195,028	198,526	204,505	177,359		
水道普及率 (%)	96.3	98.4	98.5	98.2	98.0	97.9		水道普及率 (%)	96.3	98.4	98.5	98.2	98.0	97.9	97.9	
給水人口 (人)	47,539	47,235	46,185	44,408	42,430	40,390		給水人口 (人)	47,539	47,235	46,185	44,408	42,430	40,390	38,101	
都市ガス需用家普及率 (%)	50.2	53.6	55.9	57.1	56.1	52.6		都市ガス需用家普及率 (%)	50.2	53.6	55.9	57.1	56.1	52.6		
自動車台数 (台)	25,059	28,837	30,849	31,667	30,457	30,434		自動車台数 (台)	25,059	28,837	30,849	31,667	30,457	30,434	19,321*	
								※ 令和2年3月末分より登録車のみ公表								

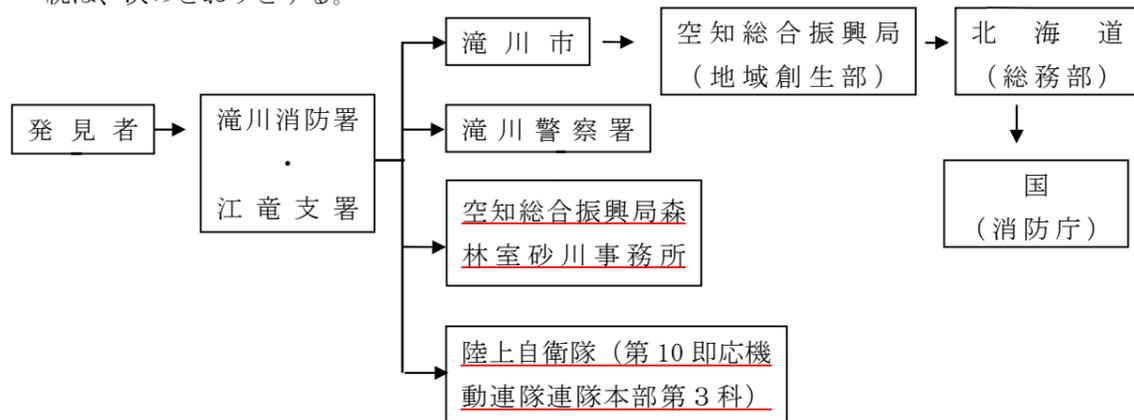
<p>第13節 応急対策計画 (略)</p> <p>4 消火対策 (略)</p> <p>(3) 危険物の保安活動 ア 石油、薬品及び火薬類等の対策 (ア) 市長は、石油、ガス、ガソリン、薬品及び火薬工品等の製造取扱者、販売業者及び消費者に対し、一時その製造取扱い、販売、貯蔵、運搬消費等を禁止し、又は制限する。 (イ) 市長は、被害が広範囲にわたり引火し、若しくは爆発し、又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、区域内住民に避難又は立ち退きの<u>勧告又は指示</u>をする。 (略)</p> <p>5 避難対策 (1) 市長は、地震の発生を伴う火災等の発生により、住民に危機が切迫しているとき、危険地域の住民に対して速やかな避難先を明示して立ち退き<u>勧告又は指示</u>をする。 (2) 避難<u>勧告又は指示</u>の徹底 ア 周知の方法 (ア) 最も適切な方法により、関係機関と連絡をとり周知させる。 (イ) 広報車を危険区域に出動させる。 (ウ) 放送機関に周知のための放送を、場合によっては依頼する。 イ <u>勧告又は指示</u>の内容 (ア) 避難対象地域 (イ) 避難理由 (ウ) 避難先(場所) (エ) 避難経路その他注意事項</p>	<p>第13節 応急対策計画 (略)</p> <p>4 消火対策 (略)</p> <p>(3) 危険物の保安活動 ア 石油、薬品及び火薬類等の対策 (ア) 市長は、石油、ガス、ガソリン、薬品及び火薬工品等の製造取扱者、販売業者及び消費者に対し、一時その製造取扱い、販売、貯蔵、運搬消費等を禁止し、又は制限する。 (イ) 市長は、被害が広範囲にわたり引火し、若しくは爆発し、又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、区域内住民に避難又は立ち退きの<u>指示</u>をする。 (略)</p> <p>5 避難対策 (1) 市長は、地震の発生を伴う火災等の発生により、住民に危機が切迫しているとき、危険地域の住民に対して速やかな避難先を明示して立ち退き<u>指示</u>をする。 (2) 避難<u>指示</u>の徹底 ア 周知の方法 (ア) 最も適切な方法により、関係機関と連絡をとり周知させる。 (イ) 広報車を危険区域に出動させる。 (ウ) 放送機関に周知のための放送を、場合によっては依頼する。 イ <u>指示</u>の内容 (ア) 避難対象地域 (イ) 避難理由 (ウ) 避難先(場所) (エ) 避難経路その他注意事項</p>	<p>P6-27 道防災計画との整合のため修正</p>
---	---	--

旧	新	備考
<p>第7章 事故災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第4節 大規模な火事災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 災害予防</p> <p>市及び滝川地区広域消防事務組合は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化、大規模な火事災害に強いまちづくり等、必要な予防対策を実施するものとする。<u>また、市長は、空知総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が下記の火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、「消防法」(昭和23年法律第186号)第22条の規定に基づく火災警報を滝川地区広域消防事務組合長として発令するものとする。</u></p> <p><u>(1) 実効湿度が65%以下であって、最低湿度が45%以下となり、平均風速が毎秒7mをこえるとき。</u></p> <p><u>(2) 実効湿度が60%以下であって、平均風速が秒速7mをこえるとき</u></p>	<p>第7章 事故災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第4節 大規模な火事災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 災害予防</p> <p>市及び滝川地区広域消防事務組合は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化、大規模な火事災害に強いまちづくり等、必要な予防対策を実施するものとする。</p> <p><u>市長は、空知総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、「消防法」(昭和23年法律第186号)第22条の規定に基づく火災警報を滝川地区広域消防事務組合長として発令するものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>P7-13</p> <p>H31.2.8 付け消防庁消防・救急課長及び気象庁予報部業務課長通知「火災気象通報の運用の見直しについて」に基づく修正</p>
<p>第5節 林野火災対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 組織及び実施機関</p> <p>林野火災の予消防対策を推進するため、滝川市林野火災予消防対策協議会を設置し、構成機関相互の連絡、情報交換及び指導等予消防対策の円滑な実施を図るものとする。</p> <p>(1) 実施機関</p> <p><u>滝川市、滝川警察署、滝川消防署、滝川消防署江竜支署、陸上自衛隊第10即応機動連隊連隊本部第3科、空知総合振興局森林室砂川事務所</u></p> <p>(2) 協力機関</p> <p>滝川市教育委員会、たきかわ農業協同組合、北空知森林組合、そらち森林組合、報道機関</p> <p>2 気象情報等連絡体制</p> <p>(略)</p> 	<p>第5節 林野火災対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 組織及び実施機関</p> <p>林野火災の予消防対策を推進するため、滝川市林野火災予消防対策打合せ会議において、構成機関相互の連絡、情報交換及び指導等予消防対策の円滑な実施を図るものとする。</p> <p>(1) 実施機関</p> <p><u>滝川市、滝川消防署、滝川消防署江竜支署、空知総合振興局森林室、陸上自衛隊滝川駐屯地(災害派遣時)</u></p> <p>(2) 協力機関</p> <p>滝川市教育委員会、たきかわ農業協同組合、北空知森林組合、そらち森林組合、報道機関</p> <p>2 気象情報等連絡体制</p> <p>(略)</p> 	<p>P7-16</p> <p>現状に即した構成へ修正</p>

4 応急対策

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



4 応急対策

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

